



令和 3 年度

災害対策マニュアル (消防計画等)



山県市立伊自良北小学校

目 次

災害時緊急体制の確立について	1
緊急時対応マニュアル（基本的な連絡経路）	3
1 災害対策マニュアル	4
（1）防災組織	4
（2）校舎内火災時の行動マニュアル	5
（3）大規模地震災害対応マニュアル	6
（4）地震災害への具体的な対応	9
（5）気象警報発令時の行動マニュアル	1 1
（6）緊急時出動体制	1 2
（7）安心ネット連絡マニュアル	1 2
（8）緊急避難時の児童連絡先等	1 2
（9）緊急時引き渡しマニュアル	1 3
（10）緊急下校行動マニュアル	1 3
（11）通学路点検マニュアル	1 3
（12）消防署通報マニュアル	1 4
（13）行方不明者の救助マニュアル	1 4
（14）保護者への周知（気象警報発令中の登下校等について）	1 5
（15）土砂災害に関する避難確保計画	1 6
（16）「命を守る訓練」年間計画	1 9
（17）学校内感染への対応	2 0
（18）新たな危機事象への対応	2 5
ア）弾道ミサイル発射に係る対応	2 5
イ）学校への犯罪予告・テロへの対応	2 7
ウ）インターネット上の犯罪被害への対応	3 0
エ）原子力災害への対応	3 1
オ）食物アレルギーへの対応	3 2
カ）熱中症への対応	3 6
キ）竜巻への対応	4 0
ク）登校時の緊急事態への対応	4 2
2 学校における防犯計画	4 6
（1）目的及び防犯対策等	4 6
（2）平常時及び通常の訪問者への対応	4 7
（3）学校に不審者の侵入があった場合（凶器不携帯）の対応	4 8
（4）学校の近くに不審者や犯罪者の情報が入った場合（凶器携帯）	4 8
（5）学校に不審者が侵入した場合（凶器携帯）の対応	4 9
（6）学校に不審者が侵入した場合（凶器携帯）の連携	5 0

（７）事故発生後の取組	5 1
伊自良北小学校消防計画	5 4
第 1 章 総 則	4 5
第 2 章 予防管理対策	5 5
第 3 章 自衛消防活動対策	5 7
第 4 章 震災対策	6 0
防火管理委員会 予防管理組織編制表	
自主点検検査班編制表 自衛消防組織編制表	
避難経路	
消火器配置図	
伊自良北小学校教室配置図及び「避難所としての施設使用計画」	6 6
職員緊急連絡網	6 9

災害時緊急体制の確立について

(1) 防災計画の作成について

(ア) 伊自良北小学校消防計画に準ずる。

(イ) 大規模地震災害対策要項、風水害時および新たな危機現象への対応の行動マニュアルを付加する。

(2) 関係規則

「山縣市学校管理規則」

第7章 施設及び設備の管理

(管理)

第28条 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を統括する。

2 職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。

第29条 校長は、学校の重要な施設及び設備の一部または全部が損傷し、または亡失した場合は、速やかに教育委員会に報告し、指示を受けなければならない。

(防火及び防災)

第31条 校長は、毎年度始めに、学校の防火及び防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

2 校長は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき防火管理者を定め、所轄消防長または消防署長に届け出なければならない。

3 校長は、第1項の計画に従って定期的に消火通報および避難の訓練を行わなければならない。

4 校長は、職員に命じ、消防法第8条の規定に基づき、次に掲げる事項を励行しなければならない。

(1) 施設内の異常の有無の点検

(2) 非常通報器の点検

(3) 消防用水、消火器等の消火活動に必要な施設設備の点検

(4) 火気の点検

(5) 前各号に定めるもののほか、校長が必要と認める事項

5 校長は、前項の点検の結果に基づき、防火および防災に必要な措置を速やかに講じなければならない。

第9章 児童生徒及び職員の事故

(事故等の発生)

第35条 校長は、児童生徒の負傷若しくは死亡事故又は集団的疾病が発生したときは、速やかに応急措置を講ずるとともに、その事情を教育委員会に報告し、指示を受けなければならない。

- 2 校長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づき伝染病にかかっている疑いがあり、又はかかる恐れのある児童生徒に対して出席停止を命ずることができる。
- 3 校長は、前項の規定により出席停止を命じた場合は、その旨を教育委員会に報告し、指示を受けなければならない。
- 4 校長は、職員に事故、伝染病等が発生した場合又は風水害、火災その他の災害のため学校の施設、設備等に被害が発生するおそれのある場合、若しくは被害が発生した場合は、速やかに応急措置を講ずるとともに、その事情を教育委員会に報告し、指示を受けなければならない。

「山縣市地域防災計画」

（略）

※参考

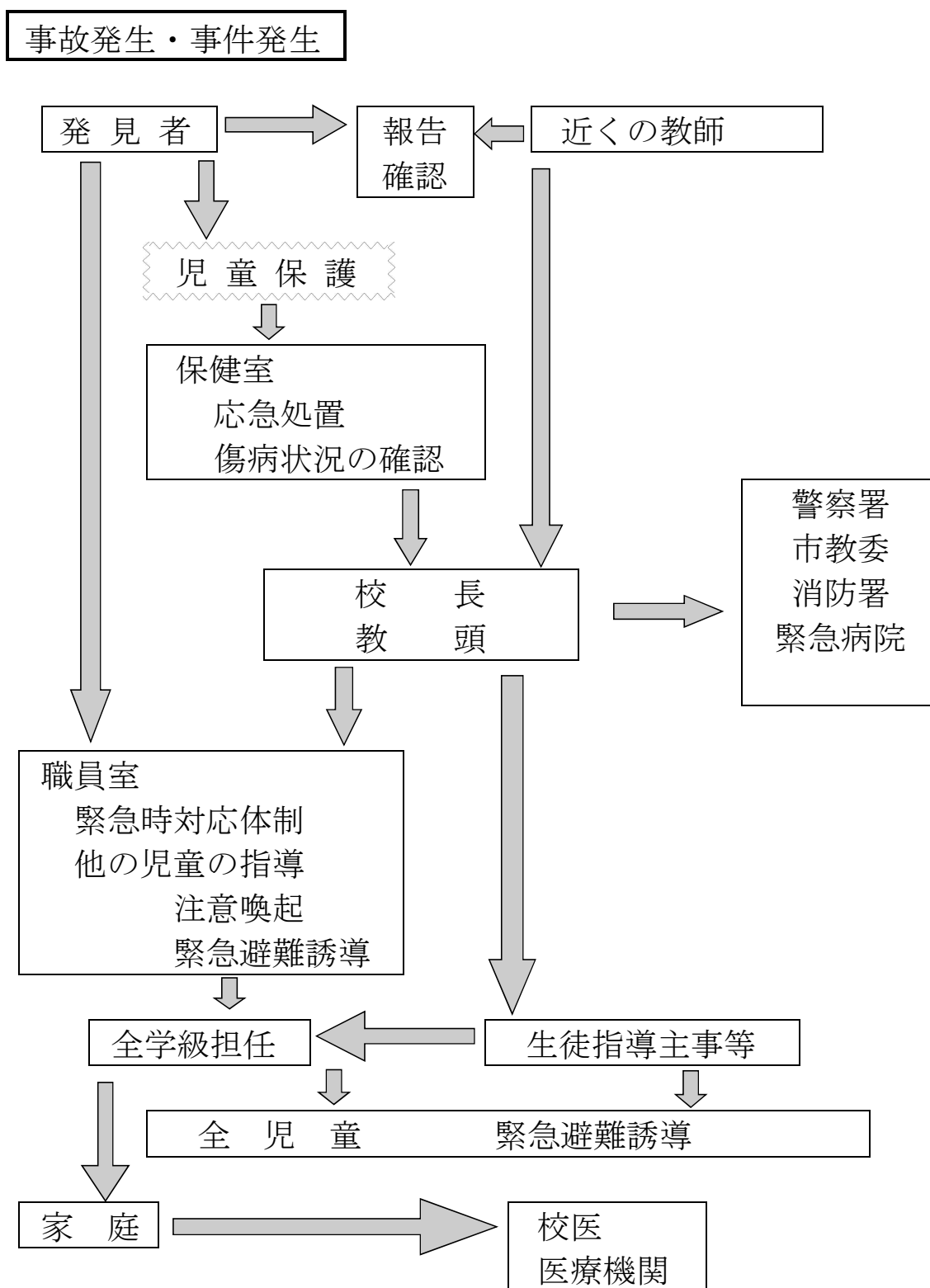
伊自良地域内避難所

災害別	地区名	施設名	電話番号	収容可能人員
全災害	長 滝 平 井 掛	伊自良北小学校	3 6 - 3 3 5 2	6 4 0
		伊自良中学校	3 6 - 3 3 5 1	9 5 0
	松 尾 上 願 洞 田 藤 倉 大 門	伊自良中央公民館	3 6 - 3 3 5 5	2 3 0
		伊自良老人福祉センター	3 6 - 2 2 1 1	1 0 0
		山縣市図書館ほか	3 6 - 3 3 3 9	1 0 0
		文化の里花咲きホール	3 6 - 2 3 2 3	2 0 0
	小 倉 大 森	伊自良南小学校	3 6 - 3 0 1 4	6 2 0
		伊自良保育園	3 6 - 3 5 1 3	5 0

伊自良地域内避難場所

災害別	地区名	施設名	電話番号	収容可能人員
全災害	長 滝 平 井 掛	伊自良北小学校運動場		
		伊自良総合運動公園		
	松 尾 上 願 洞 田 藤 倉 大 門	伊自良ふれあい・さわやかドーム		
		伊自良中学校運動場		
	小 倉 大 森	伊自良南小学校		

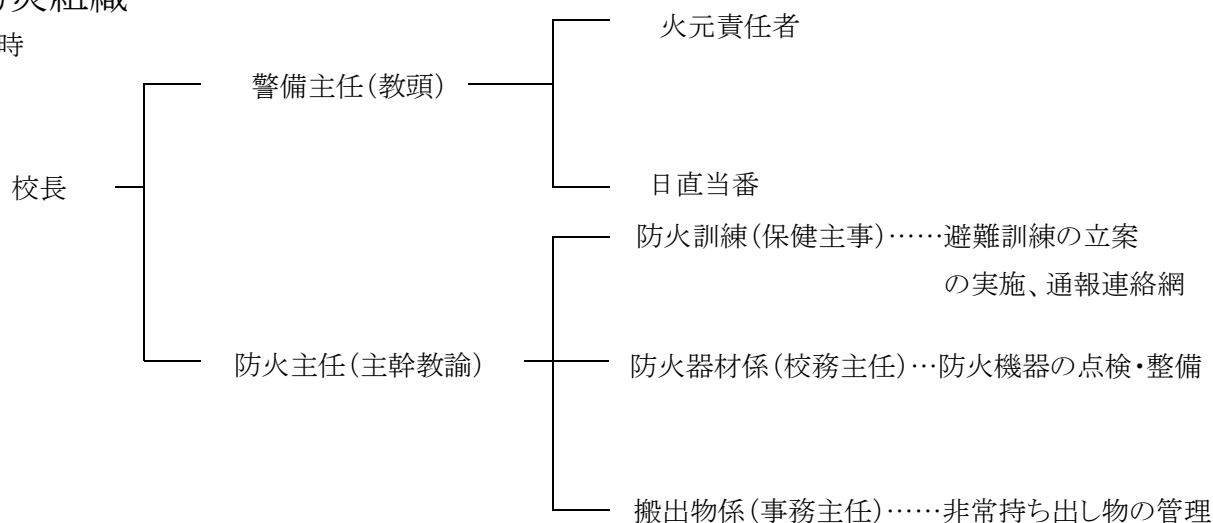
緊急時対応マニュアル（基本的な連絡経路）



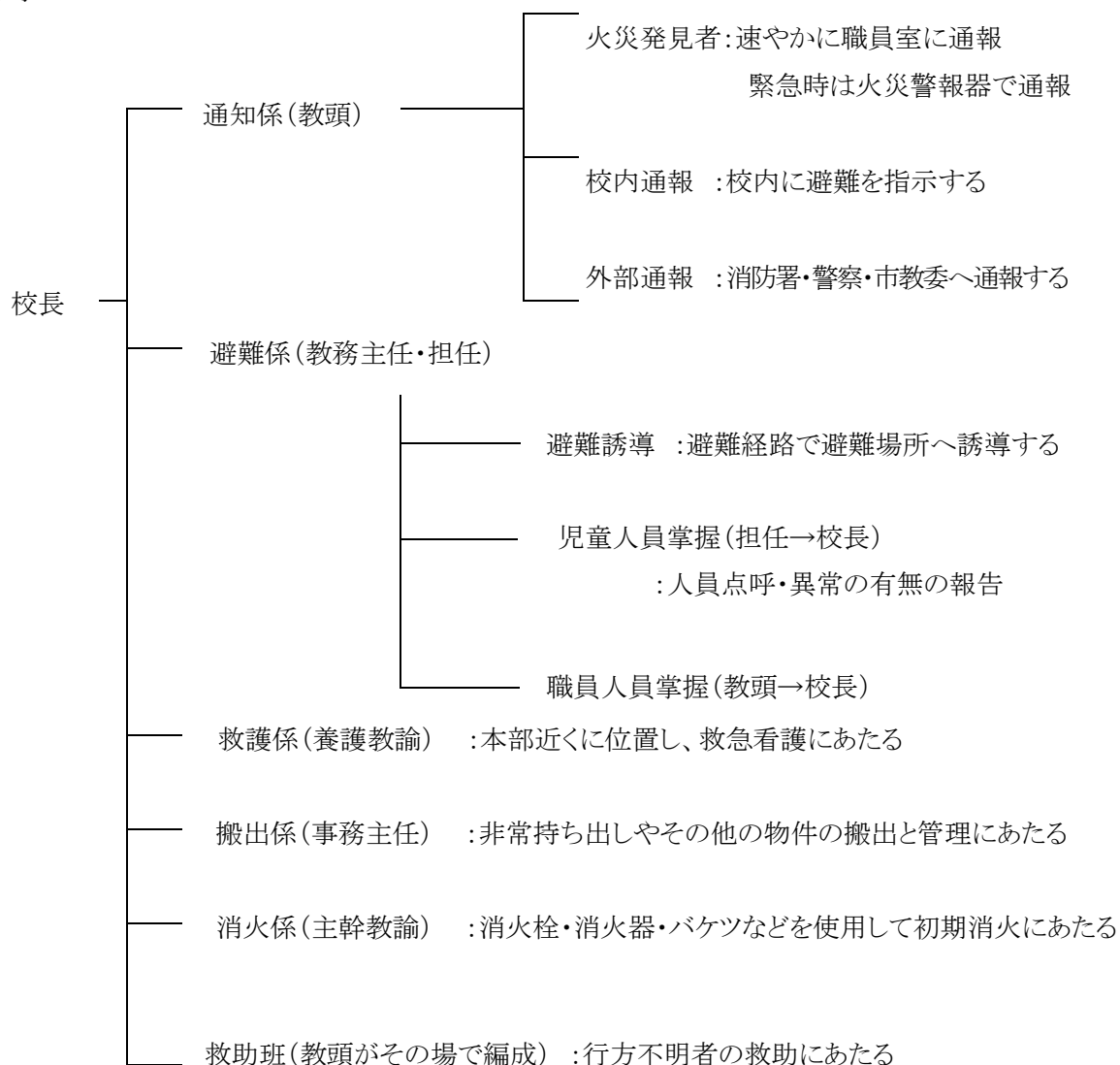
1 災害対策マニュアル

(1) 防災組織

ア 常時



イ 非常時



(2) 校舎内火災時の行動マニュアル

	対応及び児童への連絡・指示等	諸機関との連携	留意事項
登校時	・校内緊急放送にて児童・職員へ連絡（放送は教頭、主幹教諭等で行う） ・登校した児童の把握と避難誘導（学級ごとに人数確認） ・消火器等で初期消火（在校職員）	・消防機関連絡（第一発見者） ・市教委連絡（教頭）・関係機関及び報道機関との対応	・消防通報マニュアル ・安心ネット ・緊急連絡網 ・事後報告（文書）
在 校 時	授業中 休憩中 □緊急放送を聞き、児童を避難誘導 ・児童はハンカチなどを口に当てる。 おくさない＞ はくしらない＞ しくやべらない＞ もくどらない＞ ちくかよらない＞ ・本部および救護の設置 ・避難：学級ごと人数確認 <u>担任</u>：避難場所で学級の人員点呼後、本部へ被害状況報告 <u>各職員</u>：点呼後、消防防災組織を編成し活動（指揮：教頭） <u>本部</u>：状況に応じ、第二次避難場所への変更等の決定 【下校させる場合】 ・地区ごとに整列 ・児童の帰宅手続き（安心ネット、緊急連絡網で連絡）（原則：地区ごとに下校、引率）（遠距離通学者等の下校困難者は学校待機）	・消防署へ連絡（教頭等） ・市教委報告（教頭）	・消防通報マニュアル ・本部：本部旗・救護旗・拡声器 担架・救急具、AED等 ・養護教諭：全校の出席状況表→教頭へ ・生徒指導主事：児童の連絡先一覧 ・消防防災組織 ・事故報告（文書） ・安心ネット、緊急連絡網 ・緊急下校マニュアル
休 日 夜 間	<u>校長・教頭</u>より自宅待機の指示 ・関係機関への連絡、報告 ・セコムへの連絡：教頭（主幹教諭） ・職員招集、消防防災組織編成 ・被害発生状況把握 ・市教委へ被害状況報告 ・保護者への説明	・教職員への連絡（教頭） ・市教委連絡（教頭） ・保護者への連絡	・教職員連絡網 ・被害報告（文書） ・安心ネット、緊急連絡網

(3) 大規模地震災害対策マニュアル

臨時情報の発表に関しては、南海トラフ付近でマグニチュード(以下、「M」という。)6.8 程度以上の地震が発生した場合やプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合、国が調査を開始するとともに、気象庁から「臨時情報(調査中)」が発表される。その後、国の「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の結果により、臨時情報の種別として「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかが発表される。

(ア) 南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

A: 南海トラフ地震臨時情報

- ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

B: 南海トラフ地震関連解説情報

- ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)

(イ) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

A: 調査中

下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合

- ・監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生
- ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測
- ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

B: 巨大地震警戒

- ・想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合

C: 巨大地震注意

- ・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)
- ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

D: 調査終了

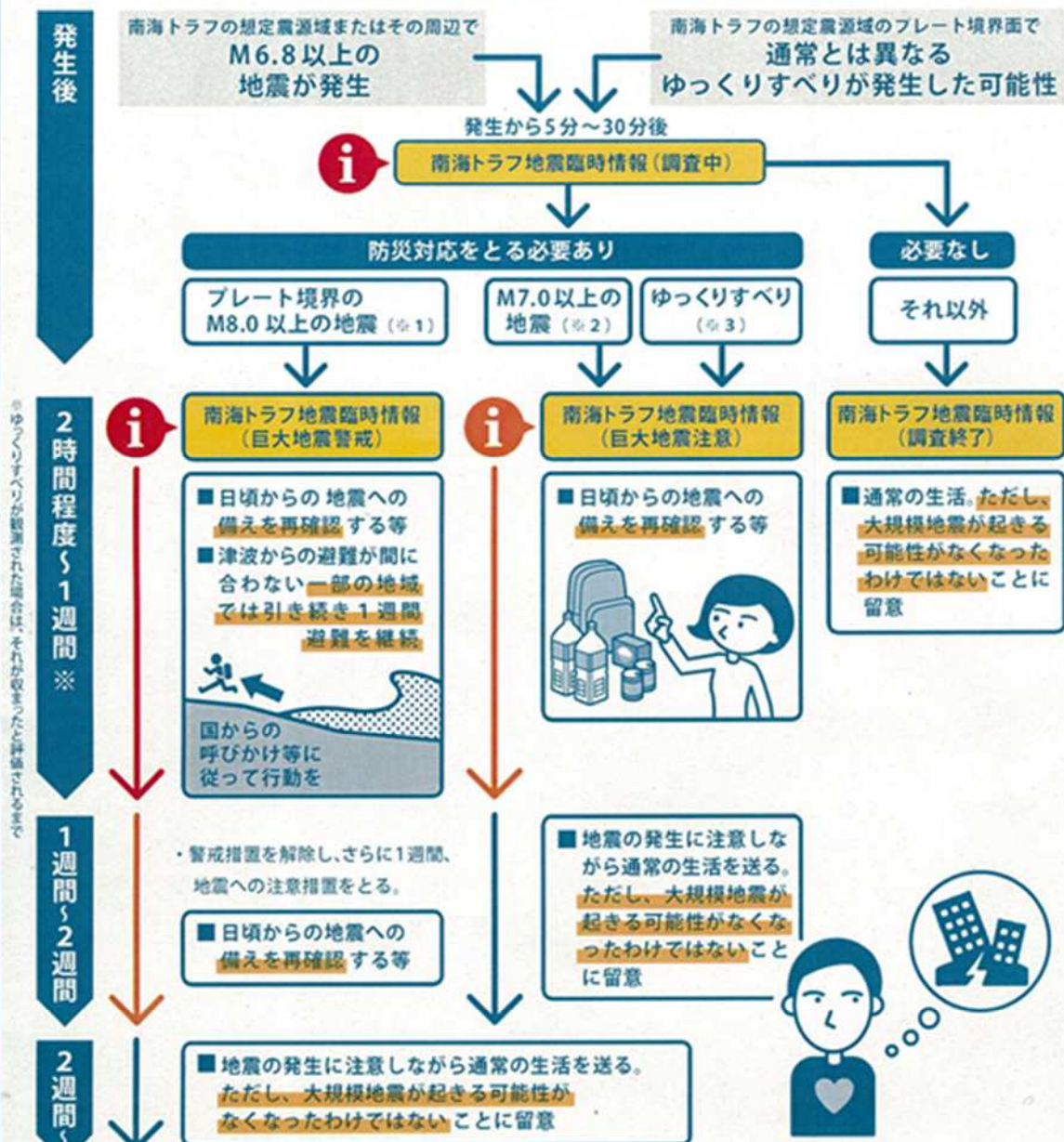
- ・(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



時間差で発生する巨大地震に備えましょう ～南海トラフ地震臨時情報～

- ・南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- ・政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとりましょう。

地震発生後の防災対応の流れ



- ※1 想定震源域のプレート境界で M8.0以上の地震が発生
 ※2 想定震源域、またはその周辺で M7.0以上の地震が発生(ただし、プレート境界の M8.0以上の地震を除く)
 ※3 住民が揺れを感じることがない、プレート境界面のゆっくりとしたずれによる地殻変動を観測した場合など

(ウ)震度5弱以上の地震発生時の児童への対応

登校時	○可能な範囲で安全な場所に一時避難し、揺れがおさまるのを待つ。 ○状況に応じて移動が可能であれば、自宅又は学校の近い方へ向かう。
在校時	○地震の揺れが収まるまで、できる限り安全な場所に速やかに移動し、身を守る行動をとる。 ○余震等の状況に応じて、安全な場所に避難する。 ○下校する場合は、通学路の安全確認をした後、引き渡しによる下校とする。 ○食事をとらせる必要があるときは、学校備蓄の非常食をとる。
校外学習時	○活動を中止し、避難行動をとる。 ○宿泊場所で発災した場合は、その管理者の指示に従う。 ○児童の安全確保ができ次第、自校に現状の報告を行うとともに、自校と連携分担して保護者へ速やかに連絡する ○交通機関の不通等が生じた場合は、自校と連携して児童の安全を確保する。
下校時	○可能な範囲安全な場所に一時避難し、揺れがおさまるのを待つ。 ○状況に応じて移動が可能であれば、自宅又は学校の近い方へ向かう。
在宅時	○自宅で待機し、学校からの連絡を待つ。
休日	◎保護者の管理下で安全確保をする。

(エ)教職員の対応

出勤途中	○可能な限り出勤し、特に校長・教頭・主幹教諭・近隣在住者は早々に出勤し、自校本部を設置する。 ○市教委と情報連携を行う。
在勤時	○校内地震対策本部の設置 ○避難誘導 ○災害状況の把握・確認(児童・家族・可能な限りの学校被災状況の把握)をする。 ○安全確認 ・避難場所の安全確保 ・避難場所で児童の管理 ・保護者へ連絡 ○引き渡し準備 ○職員役割分担確認 ・本部長(隊長):校長 ←→ 市教委との情報交換 ・通知係:教頭ほか、本部長に命じられた者 ・避難係:教務主任ほか、本部長に命じられた者 ・救護係:養護教諭ほか、本部長に命じられた者 ・搬出係:事務主任ほか、本部長に命じられた者 ・消火係:主幹教諭ほか、本部長に命じられた者 ・救助係:教頭による編制
退勤途中	○校内地震対策本部の設置 ○全教職員は、可能な限り学校へ戻る。
夜間休日	○校内地震対策本部の設置 ○全教職員は、可能な限り出勤する。
地域との連携 ○自主防・市教委との情報連携 ○地域住民の受け入れ	

(4) 地震災害への具体的な対応

1 授業中の対応

(1) 教室を使用している場合

- ・ 事前に指導した通りに、児童が速やかに「落ちない・倒れない・移動しない」安全な場所に移動し、身を守る姿勢をとっているか確認する(机の下にもぐり込む場合は、机の脚をもちながら頭部を保護する。)
- ・ 調理実習などの実習を行っている場合は、教師は火の始末をする。
- ・ 体育館での授業の場合は、教師の指示に従い中央部にしゃがんで頭の上に手を置いて避難し、ガラス破損の飛散に注意する。
- ・ 校庭での授業の場合は、校庭の中央にしゃがんで頭の上に手を置いて避難し、電柱の倒壊や落下物に注意する。
- ・ 静かに放送等の指示を待つ。指示がないときは、教師の判断で避難行動が必要な場合は避難する。

2 避難行動

- ・ 揺れが収まったら児童は防災ずきん、教職員はヘルメットを着用し、指示を待つ。
- ・ 校舎の損壊がある場合や余震による被害が想定される場合は、第一避難場所の校庭中央付近へ避難する。
- ・ 避難する際は、教師等の指示で集団行動をとり、避難経路の状況および落下物に注意をする。
- ・ 避難訓練と同様の隊形で集合し、教師が点呼・人員確認を行い、教頭に報告する。

3 避難後の行動

① 安全確認後、校舎の被害状況により、残りの授業を行うか判断する。

② 被害が著しい場合は、引き渡しによる下校措置をとる。

③ 校外学習や校外活動時の避難

ア 引率教師は、学校に連絡をするとともに、その地域の官公署と連絡を取り、地域の対策本部の指示に従う。

イ 児童は、引率教師の指示に従って集団行動をとる。その際、教師は児童のけがの有無の確認と応急処置、心のケアに努める。

ウ 引率教師は、児童の避難状況について管理職に報告し、管理職は保護者への連絡を速やかに行う。

④ 児童が学校に向かっている途中又は自宅に向かっている途中で地震が発生した場合は、自宅か学校いずれか近い方に速やかに避難するように指導しておく。どちらにも避難できない場合は、その場より最も近い避難所に避難する。

教職員は速やかに児童の安否を徒歩で確認する。

4 伊自良湖の決壊に係る対応

① 次ページの「伊自良ため池ハザードマップ」を参考に、避難行動をとる。

- ・ 登下校中や校外学習時に防災無線等による決壊のおそれがある旨の情報を得た場合は、伊自良川付近から離れ、避難場所一覧に示された建物あるいは高台へ速やかに避難する。
- ・ 在校時は、校舎の3階南側へ避難する。
- ・ 安全確認が発表されるまで避難行動を継続する。

伊自良ため池ハザードマップ



地震が起きたら
まずは高台へ避難
しましょう!!

伊自良北小学

緊急時の連絡先など

〇公的機関の連絡先

緊急時の連絡先	電話番号
山根市農林商産課	0561-22-6830
消防署	119
警察署	110

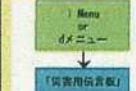
〇災害時の安否確認方法

大規模災害発生時には、安否確認方法として、音声により伝達する「災害用伝言ダイヤル」や、携帯電話各社のホームページを利用した「災害用伝言板」が使えます。
災害発生地域の自分が自分の安否確認を登録しておくことにより、全国どこからでも安否確認を確認することができます。

災害伝言ダイヤル171

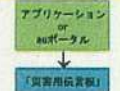


1モード災害用伝言板



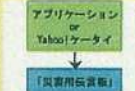
※固定電話・PCからのアクセスは
<http://dangon.docomo.ne.jp/tn.cgi>

2モード災害用伝言板



※固定電話・PCからのアクセスは
<http://dangon.ezweb.ne.jp/>

ソフトバンク災害用伝言板



※固定電話・PCからのアクセスは
<http://dangon.softbank.ne.jp/>

避難所一覧

※ 災害の状況によっては避難できない場合もありますので、災害の避難所をいくつか確認しておき、安全な場所へ避難してください。

- 浸水がない もしくは浸水25cm以下（床下がつかる程度）の避難所
- 浸水25cm以上が予想されるが、2階以上は使用できる避難所

番号	収容避難所	所在地	電話番号
①	伊自良北小学校	市街217	0561-36-3302
②	伊自良中学校	大門954	0561-36-3331
③	伊自良中央公民館	大門912-1	0561-36-3355
④	伊自良老人福祉センター	大門850-67	0561-36-2211
⑤	山根市図書館・山根市美術館・山根市歴史民俗資料館	大門850-65	0561-36-3339
⑥	文化の星花城ホール	洞田127-136	0561-36-2322
⑦	伊自良南(福祉避難所)	藤倉84	0561-36-2175
⑧	生原の家 稲美(福祉避難所)	藤倉105-1	0561-36-7011
⑨	山根グリーンビレッジ(福祉避難所)	大門803	0561-36-1050
⑩	山根グリーンポート(福祉避難所)	大門773	0561-36-2800
⑪	伊自良南小学校	大森540	0561-36-3014
⑫	伊自良南園	大門912-12	0561-36-3513

凡例
黄色線 県道



凡例	
浸水深	0.0m以上0.50m未満
	0.50m以上1.0m未満
	1.0m以上1.5m未満
	1.5m以上2.0m未満
	2.0m以上
境界	市町村界
警察署	
消防署	

・この浸水想定区域等は、浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。
・なお、このシミュレーションの実施にあたっては、想定を超える降雨、内水のはん流等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される浸水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

事業主体 山根市、山根市農林商産課
関係市町村 山根市、嵯峨市
計算条件
① 浸水想定区域図作成時10mメッシュデータ
② 2次元不定流解算条件
計算メッシュ: 10m x 10m
計算ステップ: 0.3秒
伊自良ため池
堤高: 18.0m

(5) 気象警報発表時の行動マニュアル

	対応及び児童への連絡・指示等	諸機関との連携	留意事項
在宅時	(児童)←状況により自宅待機の指示 ・各家庭及び通学路の被害状況の把握 (担任)←登校した児童の把握と指導 (生指等)←通学路の安全点検 ・安全点検後、登校を指示 (教頭)←市教委への授業開始及び被害状況の把握	・教職員へ連絡 (主幹教諭) ・市教委へ連絡 (教頭)	・教職員連絡網 ・通学路点検マニュアル ・安心ネット、緊急連絡網 ・被害報告(文書)
登校前	<u>登校させる場合</u> ・午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおり登校する。 ※ 危険な場合は、このかぎりでない。 ・通学路の安全点検を行う。(生指等) ・出欠席の確認をする。(担任) ・欠席者への連絡をする。(担任) ・児童の家庭の被害状況を調査する。 <u>登校させない場合</u> ・午前6時30分までに解除されなかった場合は自宅待機とする。 ・児童の家庭の被害状況を調査する。 ・午前10時までに解除された場合は、2時間後に登校させる。 ・午前10時に警報が継続中の場合は、休業とする。	・教職員への連絡 (主幹教諭) ・市教委連絡(教頭) ・市教委連絡(教頭)	・教職員連絡網 ・被害報告(文書) 警報発表時の災害報告 ① 8:20までにFAX ② 10:00までにFAX ③ 15:00までにFAX ・通学路点検マニュアル ・簡易給食 ・臨時休業届
在校時	<u>市教委より連絡がある場合、または校長の判断によって</u> ・状況確認、指示を待つ。校内待機。 <u>下校させる場合</u> ・児童の帰宅手続き ・原則として、警報解除後、下校。保護者への引き渡しを行う。 ・引き渡しを行わない場合は、地区ごとの下校を指示、担当者が安全を確保しながら下校指導をする。 ・遠距離通学者等下校が困難な児童は学校待機をさせる。 ・自宅への到着確認を行う。	・情報収集、市教委との協議(校長)	・通学路点検 ・3校での確認(伊自良中・南小) ・安心ネット、緊急連絡網 ・引き渡しマニュアル ・緊急下校マニュアル ・通学路点検マニュアル ・安心ネットでの確認
休日・夜間	<u>校長・教頭・主幹教諭</u> 関係機関連絡、情報収集 ・被害状況の把握と市教委への報告	・職員への連絡 (主幹教諭) ・市教委報告(教頭) ・保護者への連絡	・職員連絡網 (校長→職員の出勤判断、指示)・ 通学路の点検 ・被害報告(文書)

(6) 緊急時出動体制

ア 出動上の留意点

- ① 前日から災害状況、気象情報等を把握し、出勤体制を整備する。
- ② 状況に応じて、情報収集を図る。
- ③ 震度5弱以上の揺れが観測された場合には、ただちに校内地震対策本部を設置し、休業時であれば教職員は可能な限り、直ちに職場に向かう。
- ④ 気象警報等の発表および警報が発表されそうな場合には、必要に応じて校長の命により宿日直をおく。
- ⑤ 気象警報等の発表中は、校長は所在を明らかにするとともに、教育委員会との連絡が取れるようにする。

イ 招集段階

教職員の対応(P8)に沿う

(7) 安心ネット連絡マニュアル

接続アドレス	https://sughool.jp/ctrl/gifuyamagata-sch/c
ID	ijira-kita_e
PW	8hmaaies
備考	タイトルに「伊自良北小 ○○の連絡」

(8) 緊急避難時の児童連絡先等

緊急避難時の児童の連絡先一覧表等をととのえ、耐火書庫に保管し、非常時に持ち出す。
その内容物は以下のとおり。

地区ごとの緊急連絡網	児童調査票
職員緊急連絡網	校区の通学路地図
児童・保護者名簿	安心ネット未加入者名簿
児童名簿書き込み用	筆記具
医療機関等の一覧表	

(9) 緊急時引き渡しマニュアル

- ① 引き渡し方法について教頭が指示する。
- ② 全児童を体育館（体育館内が暑く熱中症のおそれがある場合や気温が低い場合はランチルーム）に集合させる。
- ③ 全保護者に安心ネット（未加入者は電話連絡）によって引き渡しの連絡をする。
- ④ 各担当者は、引き渡し名簿を確認しながら児童を引き渡す。
- ⑤ 引き渡しの遅れる児童については、学校内の安全な場所（原則1階会議室）で待機させる。
 - ・風水害の場合は、2階以上に避難する。
 - ・地震時は、運動場を第一避難場所とする。
 - ・土砂災害のおそれがある場合は、校舎3階東側に避難する。
 - ・食事をとらせる必要があるときは、学校保管の非常食を支給する。

(10) 緊急時下校行動マニュアル

- ① 生徒指導主事は、通学路の安全確認をする。
- ② 全保護者に下校の連絡をする。
- ③ 全児童を体育館（体育館内が暑く熱中症のおそれがある場合や気温が低い場合はランチルーム）に集合させる。
- ④ 担当者は安全を確保しながら、下校させる。
- ⑤ 保護者が出迎えに来た場合には、各担当者が確認後引き渡す。
- ⑥ 帰宅不可能な場合は、学校内の安全な場所（原則1階会議室）で待機させる。
 - ・風水害の場合は、2階以上に避難する。
 - ・土砂災害のおそれがある場合は、校舎3階東側に避難する。
 - ・地震時は、運動場を第一避難場所とする。

(11) 通学路点検マニュアル

通学路点検表		令和 年 月 日 時 分現在 担当職員()						
地区名	危険箇所	点 検 内 容						
		冠水	落石	土砂崩	陥没	危険	その他	
長滝								
平井								
掛								
上願								
松尾								

(12) 消防署通報マニュアル【119】

- 通報者は、迅速・的確・明確に行う。
- 下の順に従って通報する。

1 通報内容	「火事です、火事です。」 「救急です、救急です。」
2 所在地	山県市掛217
3 建物名称	山県市立伊自良北小学校
4 状況	・燃えている状況 ・負傷者の有無(人数及び状態) ・延焼状況 ・避難及び初期消火の状況 ・逃げ遅れた者の有無 ・その他
5 通報者	伊自良北小学校 氏名 ○○○○
6 電話番号	36-3352

(13) 行方不明者の救助マニュアル

- 救助班の総括: 教頭(または主幹教諭)

- 救助班の行動

- ・2人1組で救助にあたる。
- ・行方不明になっている児童の不安を取り除くため、早期発見に努力する。
- ・階段や各教室等で声を出して捜索にあたる。
- ・発見にいたるまで捜索するが、救助班に危険が及ぶ状況下では、捜索を一旦中断し、避難する。
- ・発見した場合、1人は児童の搬出にあたり、もう1名は本部への連絡にあたる。

- 捜索分担

第1班 校舎1階
第2班 校舎2階
第3班 校舎3階
※第4班(状況に応じて編制) 体育館・プール

- 救助の流れ

(人員確認)

担任 「○年生 総員○名、欠席○名、現在数○名、不明●名、不明者は●●です」

↓

校長 「救助班集合。○年○組 ●●が行方不明。○班に分かれて各教室等を捜索せよ。」

↓

教頭(救助班の編制)

↓

(発見)

救助班 「報告します。○班、○○にて行方不明者●●を発見。無事救助を完了しました。」

(14) 保護者への周知(気象警報発令中の登下校等について)

気象警報発令中の登下校については、その状況に応じて全保護者に「安心ネット」や「緊急連絡網」を用いて明確に指示するものとする。ただし、災害状況、停電等の状況によっては、連絡できない場合も考えられるので、以下の原則について、全保護者にあらかじめ徹底しておく。

いかなる場合においても、児童の生命と安全の確保を第一に考え、早めの判断と共に、学校と家庭と地域が連携をして対応する。

学校の休業や授業の打ち切りをする場合、給食についての考慮をしない。ただし、校区の小中学校との連携は図る。

1 警報(すべての気象警報のいずれか)の発表時における登下校及び自宅待機について

(1) 児童が登校する前に、警報(すべての気象警報のいずれか)が発表された場合

- ① 午前6時30分前までに解除された場合は、安全に気を付け、平常通り登校する。
 - ・ただし、道路や橋の決壊、家屋や樹木の倒壊等により登校が危険な場合は、登校させない。
- ② 午前6時30分までに解除されなかった場合は、自宅待機とする。
 - ・午前10時までに解除された場合は、2時間後に登校する。
 - ・午前10時に警報が継続中であった場合は、学校を休業とするので登校させない。

(2) 児童の登校後に警報(すべての気象警報のいずれか)の発表が予想される場合

- ① 児童の登校後に暴風警報の発表が予測されるなど、今後の気象状況や交通や道路、河川の状況等を判断して、警報発表前に学校を休業する場合がある。

なお、前日及び当日の始業前に、学校の休業を決定した場合には、保護者に連絡する。

(3) 児童が登校してから、警報(すべての気象警報のいずれか)が発表された場合

- ① 警報が発表されたときは、児童を学校内に待機させる。
- ② 下校は、原則として警報解除後とする。
 - ・その際は、気象状況や交通や道路、河川の状況、児童生徒の居住地等の安全を確認し、下校できると認めた場合には、授業を打ち切り、速やかに下校させる。
 - ・下校方法は、原則として保護者への引き渡しとする。学校内の指定した場所に来校してもらう。保護者への引き渡しができない場合は、学校内で待機させる。
- ③ 自宅への到着確認を行う。

2 注意報等が発表された場合について

(各種の「気象注意報」や「竜巻注意情報」「土砂災害警戒情報」が発表された場合)

- ① 登校時に発表されているときは、安全に気を付けて登校させる。
 - ・ただし、登校することが危険と思われる場合は、自宅で待機させる。
- ② 学校は、気象状況や校区の実情を把握し、安全を考慮して、自宅待機や学校待機、授業打ち切り等の措置をとることがある。
 - ・「安心ネット」や緊急連絡網などで連絡することがあることを保護者に周知する。

3 給食の実施について

- ① 授業打ち切り等の措置をする際、児童の安全を最優先し、給食について考慮しない。
- ② 警報解除後に登校するなどして、通常給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施し、早めに下校させる。
- ③ 児童を長く学校に待機させ、食事をとらせる必要がある場合には、教育委員会と協議し、市の防災備蓄非常食を支給することがある。

(15) 山県市立伊自良北小学校 土砂災害に関する避難確保計画

1[目的]

土砂災害に関する避難確保計画は、土砂災害防止法第8条の2第1項に基づき、土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、本校に勤務する職員および在籍する児童、施設に出入りする全ての者に適用する。

2[防災体制に関する事項]

(1)[各係の任務と組織]

防災組織を参照(伊自良北小学校災害対策マニュアル)

(2)[事前対策]

土砂災害ハザードマップに基づき、裏山の状況について日常から観察をする。また、地域の方からの情報(樹木の伐採・亀裂等の有無など)を収集しておく。

(3)[情報収集及び伝達]

教頭は、気象情報、気象警報、避難勧告等についての情報を収集し、校長に必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

(4) 避難基準

① 市役所等からの避難勧告および避難指示を基準とする。

② 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、校舎内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

ア) 土砂災害の前兆現象が見られる場合

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ がけから水が噴き出す。
- ・ 小石がパラパラと落ちる。
- ・ がけからの水が濁り出す。

- ・ がけの樹木が傾く。
- ・ 樹木の根の切れる音がする。
- ・ 樹木の倒れる音がする。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ 斜面がふくらみだす。
- ・ 地鳴りがする。

イ) 学校近くで土砂災害が起きた場合

(5) 避難方法

校舎内垂直避難を原則とする。

- ・ 3階東側に避難する。

3[防災教育及び訓練の実施に関する事項]

(1) 防災教育

校長は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、命を守る訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 土砂災害の前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

(2) 命を守る訓練

訓練は研修と一連で実施することを基本とする。また、全職員を対象に、土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

- ① 訓練内容
- ② 情報収集及び伝達
- ③ 避難判断
- ④ 避難訓練

山県市土砂災害ハザードマップ 掛地区

平成24年3月 山県市作成

平井公民館

凡 例

土砂災害特別警戒区域
(著しい危害の恐れのある地域)

土砂災害警戒区域
(危害の恐れのある地域)

土石流
急傾斜

赤色や黄色以外の場所でも土砂災害が発生する可能性があります。

一時避難場所 指定避難場所 主な避難路

わが家の避難場所

家族の集合場所

災害時の緊急連絡先

警察 110 消防 119 災害対策 171

山県市役所 22-2111(代)

山県市伊自良支所 36-3301(代)

山県市消防本部 22-0119(代)

各自治体へ記入しましょう

わが家の避難場所

家族の集合場所

災害時の緊急連絡先

警察 110 消防 119 災害対策 171

山県市役所 22-2111(代)

山県市伊自良支所 36-3301(代)

山県市消防本部 22-0119(代)

説明は裏面をご覧ください。

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後

智徳院

溝岡

香林寺山

太田影1

太田影2

小山1

稲荷山

宮の洞

寺山

岩洞山

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後

智徳院

溝岡

香林寺山

太田影1

太田影2

小山1

稲荷山

宮の洞

寺山

岩洞山

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後

智徳院

溝岡

香林寺山

太田影1

太田影2

小山1

稲荷山

宮の洞

寺山

岩洞山

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後

智徳院

溝岡

香林寺山

太田影1

太田影2

小山1

稲荷山

宮の洞

寺山

岩洞山

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後

智徳院

溝岡

香林寺山

太田影1

太田影2

小山1

稲荷山

宮の洞

寺山

岩洞山

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後

智徳院

溝岡

香林寺山

太田影1

太田影2

小山1

稲荷山

宮の洞

寺山

岩洞山

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後

智徳院

溝岡

香林寺山

太田影1

太田影2

小山1

稲荷山

宮の洞

寺山

岩洞山

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後

智徳院

溝岡

香林寺山

太田影1

太田影2

小山1

稲荷山

宮の洞

寺山

岩洞山

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後

智徳院

溝岡

香林寺山

太田影1

太田影2

小山1

稲荷山

宮の洞

寺山

岩洞山

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後

智徳院

溝岡

香林寺山

太田影1

太田影2

小山1

稲荷山

宮の洞

寺山

岩洞山

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後

智徳院

溝岡

香林寺山

太田影1

太田影2

小山1

稲荷山

宮の洞

寺山

岩洞山

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後

智徳院

溝岡

香林寺山

太田影1

太田影2

小山1

稲荷山

宮の洞

寺山

岩洞山

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後

智徳院

溝岡

香林寺山

太田影1

太田影2

小山1

稲荷山

宮の洞

寺山

岩洞山

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後

智徳院

溝岡

香林寺山

太田影1

太田影2

小山1

稲荷山

宮の洞

寺山

岩洞山

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後

智徳院

溝岡

香林寺山

太田影1

太田影2

小山1

稲荷山

宮の洞

寺山

岩洞山

伊自良北小学校

掛多目的
集会所

北屋敷

桐谷

龍興寺山

香道谷

大性寺

小山後</

(16) 命を守る訓練年間計画

第1回 期 日 4月19日(月)(休み時間)

想 定 地震・火災

目 的 地震発生の場合の基本的な行動を確認する。
避難経路を知り、確実に避難する。
指示に従い、安全に避難する。

出火場所 調理室

避難場所 校庭南西の避難場所

備 考

第2回 期 日 9月1日(水)(授業中)

想 定 地震・火災(停電想定)

目 的 普通教室以外にいた場合の地震に対しての対処の仕方を知る。
特別教室などからの地震・火災時に安全に避難する方法を知る。

出火場所 給食室

避難場所 校庭南西の避難場所

備 考 負傷者救助訓練

第3回 期 日 1月14(金)(昼休み～5校時)

想 定 地震・火災(停電想定)

目 的 外や、普通教室以外にいた場合の地震に対しての対処の仕方を知る。
外にいた場合や特別教室などからの地震・火災時に安全に避難する
方法を知る。

避難場所 体育館

教職員にも児童にも予告をしないで避難訓練を実施する。

出火場所 (未定)

第4回 期 日 月 日 ()

想 定 不審者対応

目 的 校内に不審人物が侵入した場合の避難の仕方が分かり、安全に避難
する。

避難場所 外・体育館

※ 命を守る訓練をしない月は、シェイクアウト訓練を行う。

(17) 学校内感染への対応

1. 学校内感染の基本的な考え方

学校で発生する可能性がある感染症には、インフルエンザ、感冒、マイコプラズマ感染症、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎、手足口病、百日咳、水痘、麻疹、風しん、流行性耳下腺炎、感染症胃腸炎（ノロウイルス感染症等）、大腸菌O-157 感染症、結核、アタマジラミ症などがある。新型コロナウイルスへの対応も求められる。

しかし、一般社会と同様に学校でこれらの感染症の発生を皆無にすることはできない。ひとたび感染症が発生した場合は、児童等間の接触が濃厚な学校は感染症が拡大しやすい場となる。重要なことは、①「感染症の予防」と②「感染症が発生した場合にその拡大を防ぐこと」である。

感染症を予防するためには、衛生的な環境を維持し、手洗いなどを励行する。感染症の拡大を防ぐためには、感染症患者を早期に発見することが大切である。初期には症状が乏しく（発熱のみなど）その原因が分からないことも多いので感染症も疑い、速やかに医療機関を受診させる。診察の後、児童を学校保健安全法に従って出席を停止にするなど対応する。学校保健安全法に規定されていない疾患の場合は、疾患別に拡大しないための予防策を講じる。

また、災害時などでは水道などの資源が利用できないこともある。それらの代替え措置と学校で最低限必要な衛生材料などをリストアップし備蓄しておくことも重要である。

2. 出席停止の期間の基準

学校保健安全法により以下のように出席停止期間が定められている。

第2種感染症	出席停止の期間の基準
インフルエンザ	解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
新型コロナウイルス感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

3. 連絡体制

情報が伝達されないと対応もおのずと遅れるので、児童等の体調に関して保護者と教員が密接に連絡を取り合うことが基本である。医療機関を受診した場合は、正確を期すため感染症罹患報告書やメモに記載してもらうようにする。インフルエンザの診断がついた場合には、児童は出席停止となるので、電話、ファックス、メールなどによる連絡方法を選択する。近くの児童に配付物等をもたせることは避ける。

教員は、得られた情報を校長に連絡するとともに、必要に応じて校医などに連絡し学級閉鎖などの指示を仰ぐ。連絡網については、安心メールを活用することが多くなるので、機能するか年度当初に確認しておく。また、感染症患者が偏見を受けないようにプライバシーなど配慮することも重要である。

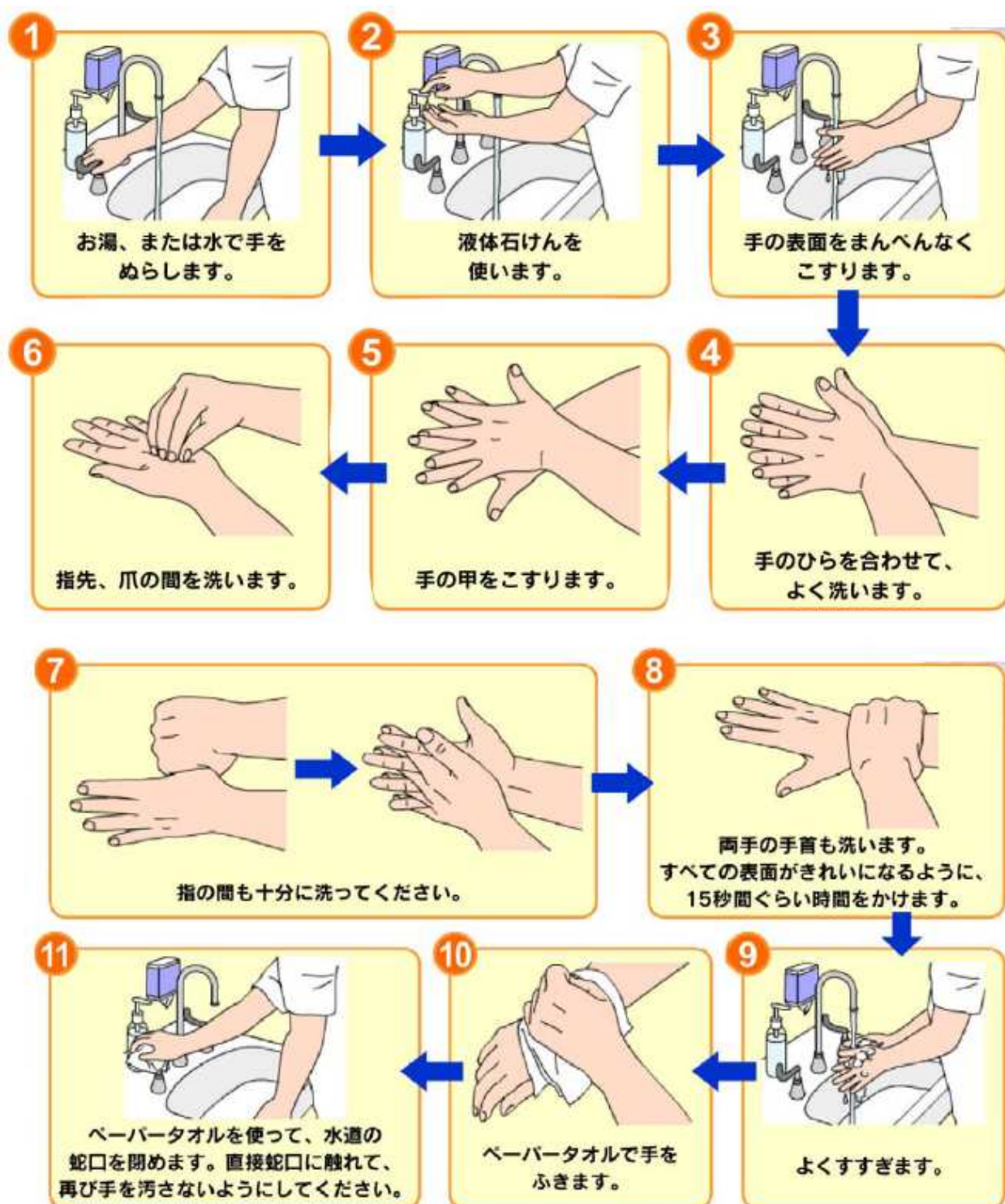
4. 感染症の予防について

集団生活の場である学校においては、平常より感染症の予防を心得ておくことが必要である。水痘、麻疹、風しん、流行性耳下腺炎などの小児感染症に関しては、罹患歴やワクチン接種などの記録（事前健康診断票）を確認し、保管する。地域の流行を把握することも大事である。

感染症は伝播、拡大するものであることから、学校生活の場でこれを回避するのに最も有効であるのは手洗いや咳エチケットと呼ばれる衛生的な習慣を身につけることである。

(1) 手洗い：

図のように、手洗いを実行する。特に食事やトイレの前後、調理、給仕、掃除、廃棄物の処理などの前後に確実に実行する。トイレ・流し場で共用のタオルの使用を避ける。個人のハンカチ・タオルも衛生管理に充分配慮する。



※災害時：断水中は手洗いが困難であるため、アルコール含有（70～80％）の手指消毒剤を手洗いの代わりに用いる。

（２）咳エチケット：

咳や上気道炎の原因となる微生物感染症は飛沫や空気を通じて集団生活の場で急速に伝播する。患者の鼻水や痰などの付着した物、手を媒介して、鼻、口、眼など接触した粘膜から伝播する感染もある。発熱を伴う咳やくしゃみなどの症状が認められた者は、伝播の拡大を抑止するためにマスクを着用する。マスクは鼻から顎までを充分覆い、隙間を作らないように配慮する。咳やくしゃみをした後は手指の衛生に心がける。発熱や咳症状のある間は、他の者との密接な接触を避ける。

※災害時：

被災時には平常時に比べて、以下の理由から感染症にかかるリスクや拡大するリスクが増大する。

- ・電力や物資などが不足し、断水により生活水が制限され、環境の衛生状態が悪化しやすくなる。
- ・低栄養や寒冷などで抵抗力が衰えて、感染症にかかりやすくなる。
- ・衛生的な廃棄物の管理が困難となる。
- ・共同生活で人の密度が高くなり、感染症を起こす微生物が伝播しやすくなる。

このため①平素から行っている感染予防策（手指衛生の実地指導、ワクチン接種、母子手帳の保持）

②校医、養護教諭による衛生指導 ③咳エチケットの教育指導 などが肝要である。

５．食事について

日常の規則正しく、バランスの良い食習慣にも留意する。また集団で食事をとる場合には、同じ食材から食中毒が生じることがある。下痢や発熱、腹痛などが複数の者に同時期に認められた際にはこれを早期に疑い、適切な対応をとることも重要である。

※災害時：

被災時には食事の衛生に関して、平常時よりも更に意識した対応が必要となる。

（１）食器類

断水・停電などの場合、食器の洗浄ができないので使い捨て容器にする。それが出来ない場合はラップを利用する。

（２）飲料水について

水道水が出ない場合、ペットボトルなどの水を飲用する。一度開封したものは早めに飲用する。

（３）食料について

賞味期限切れのもの、古いものは食べないようにする。

６．トイレについて

トイレの管理担当者（教員など）を定める。

- ・排泄後の手洗いを徹底させる。

手洗いポスターを掲示する。

手洗い石鹸を設置し、個人のハンカチ（タオル）を携帯させる。

可能であればペーパータオルを設置する。

- ・定期的に清掃する。例：１日１回
- ・汚染時にはその都度清掃する。
- ・清掃時は手袋を着用する。

下痢、嘔吐が流行している場合

- ・トイレの数に余裕があれば、下痢嘔吐者の専用トイレを指定する。
- ・清掃時には塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）を250 倍（200ppm）に希釈し、便座、ドアノブ、手すり等を拭き掃除する。

※災害時：

断水して水が利用できない場合があるため

- ・アルコール含有（70～80％）の手指消毒剤を設置する。
- ・手指消毒剤の使用方法を掲示する。

- ・プールの水など利用できる場合、下水の使用ができることを確認後、大便是その都度流す。
- ・定期的に清掃する。例：1 日1 回
- ・汚染時にはその都度清掃する。汚染部は、雑巾や環境清掃用シート、ウェットシートで拭き掃除する。
- ・清掃時は手袋を着用する。

7. 吐物、排泄物の処理法

使用物品：手袋、ペーパータオルか新聞（廃棄できるもの）

塩素系漂白剤（ハイター、ブリーチ等）、水、バケツ、

ビニール袋2枚、ディスポーザブルエプロンかガウン

※下痢、嘔吐流行時：マスク

処理方法

- ①必ず手袋を2枚重ねて着ける。
- ②衣服が汚染しそうな場合は、ディスポーザブルエプロンかガウンを着ける。
※ディスポーザブルエプロン、ガウンがない場合、大きいビニール袋に頭と腕を通す穴を開け被る。
- ③ペーパータオル（新聞紙でも可）で汚物を覆い、上から消毒液をかける。外側から内側に向けて拭き取り、すぐビニール袋に入れる。
- ④床の汚染部は塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）50倍（1000ppm）希釈液で絞ったペーパータオル（新聞紙でも可）で覆い、10分後水拭きする。使用したペーパータオル等はすぐビニール袋に入れ密封する。
- ⑤2枚目のビニール袋に、④のビニール袋、手袋、エプロン、マスクを入れて廃棄する。
- ⑥手袋を外した後に手を洗う。

塩素系漂白剤希釈早見表

塩素系漂白剤：ハイター、ブリーチ等の家庭用品の場合

	塩素系漂白剤	水
50 倍（1000ppm）	10m l	500m l
250 倍（200ppm）	10m l	2500m l
	2m l	500m l

塩素系漂白剤使用時の注意事項

- ・必ず手袋を着ける。
- ・アルカリ性薬品と混ぜない。
- ・目、鼻、口に入らないようにする。
- ・希釈液は、作り置きしない（塩素は時間が経つと濃度が低下する。また誤飲の原因となる。）

8. 感染症発生時の対応

感染症の拡大を防ぐためには、早期発見と初期段階での適切な対応が重要となる。感染症発生時に対応する担当者（養護教諭など）をあらかじめ決めておく。

※災害時：

大規模災害の後などは、衛生環境の悪化等に伴い感染症が発生しやすいうえ、外傷に伴う破傷風やその他の創感染症発生の危険性もあるので、通常以上の注意が必要である。

（1）学校内で感染症が発生した場合

各教員は、指定用紙により感染症発生状況や欠席状況を調査し、上記の担当者へ報告する。担当者は、それらを取りまとめて校長へ報告するとともに、学校内に周知する。

感染拡大防止のため、手洗い徹底やマスク着用の指導、全校児童によるランチルーム利用の変更など

感染拡大の防止策を講じる。また、届出が必要な感染症については、保健所指定の様式により所管する保健所等の関係機関へ連絡・報告する。

感染症が疑われる児童については、他の者との接触をできるだけ避けるよう配慮し、早期に医療機関の受診を勧める。

校長は、感染が拡大し欠席者が増えた場合、校医などと連携の上、学級・学年閉鎖等を考慮する。

(2) 学校周辺地域で感染症が発生した場合

養護教諭は、学校周辺地域の感染症の流行情報収集を行う。

※災害時：

学校周辺地域に震災の避難所や仮設住宅等集団で生活する場がある場合、そうしたコミュニティ内での感染症流行情報も重要である。また、そうした場合は児童の兄弟姉妹の健康状態の把握にも努める。

9. 廃棄物の取り扱い

鼻汁や痰、吐物、排泄物等は感染源となる微生物を含んでいる可能性があるため、鼻汁・痰のついたティッシュペーパーや、吐物・排泄物を処理した後の紙・布・マスク・手袋・エプロン等の廃棄物も感染源となり得る。従って、これらの廃棄物はビニール袋に密閉して周辺環境を汚染しないようにして、廃棄する。

感染性があると思われる廃棄物を取り扱う場合は、必ず手袋を着用し素手で触れないこと。

※災害時：

廃棄物の収集が滞っているような場合は、上記のような感染性があると思われる廃棄物は児童の立入れない場所に保管する。また、保管中に廃棄物の袋が破れて周辺環境を汚染することが無いよう注意し、万一汚染した場合は塩素系消毒薬や類似製品（ハイター等）で消毒する。

10. 学校に準備しておくべき物品

(1) マスク

- ① 咳の出る児童および職員には、他者への飛沫感染を防止する意味で着用させ、また流行時は他者からの飛沫感染の予防として全員が着用する。
- ② 排泄物、汚染物を取り扱う時にそれらが口に入らないために用いる。
- ③ マスクは顔にフィットすることが重要であり、鼻から顎までを覆えるような顔の大きさに合った大きさのマスクを使用する。また、鼻にあたる部分に針金が入っているタイプは、これを変形させて鼻の鞍部の形状にフィットさせる。

(2) ディスポーザブルガウン、エプロン

- ①排泄物・汚染物を扱う場合に自分の着衣の汚染を防ぐ意味で着用するとよい。着用後は廃棄する。

(3) アルコール含有（70～80％）の手指消毒剤

ボトルタイプのほか、小容量で携帯用のものもあるので、持ち歩く必要がある場合などに利用できる。

(4) ラップ（第5章参照）

(5) ペーパータオル（第6章参照）

(6) 環境清掃用シート、ウェットシート（第6章参照）

(7) 塩素系漂白剤（次亜塩素酸）

(8) ビニール袋

(9) バケツ

(18) 新たな危機事象への対応

1. 弾道ミサイル発射に係る対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来するおそれがある場合は、Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が野外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達される。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

(1) Jアラートを通じて緊急情報が発信された場合の対応

① 児童生徒が登校する以前に緊急情報が発信された場合

登校する以前に岐阜県が対象地域として「屋内避難の呼びかけ」があった場合は、安全確認ができるまで家庭で待機する。安全確認とは、ミサイルが日本の領土・領空を通過したことが確認された場合、日本の領域外の海域に落下したと推定される場合とする。

ア) 午前7時までに安全確認がされている場合は、平常どおりの始業とする。

イ) 午前7時より後で午前11時までに安全確認がされている場合は、解除後1時間を経てから授業を開始する。給食は準備するが、場合によっては品目、品数等の変更をする。

ウ) 午前11時を過ぎても安全が確認されない場合は、臨時休業とする。

(2) 児童生徒が登校してから緊急情報が発信された場合

① 緊急情報発信後～下校まで

ア) 安全確認がされるまで学校内で避難態勢を続ける。

イ) Jアラートによる追加情報の指示に従って対応する。

② 下校時

ア) 下校時に安全確認がされた場合

- ・教職員の引率や見届けのもと、下校する。

イ) 下校時に安全確認がされていない場合

- ・安全確認がされるまで学校で待機する。待機場所は、校舎1・2階とする。
- ・その後、保護者への引き渡しを行う。

(3) 弾道ミサイルが落下するおそれがある場合について

屋内

① できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

② 着弾の恐れがある場合は、以下のように行動する。

- ・防災ずきんをかぶり、校舎1階に避難する。
- ・窓を閉め、外からの空気の流入を遮断する。
- ・机等の下に隠れ、頭部を守る。
- ・隠れるものが何もない場所では、上から物が落ちてこない、横から物が倒れてこない、移動してこない場所に移動し、低い姿勢で頭部を守る。

屋外

- ① 体育での活動中の場合は、速やかに校舎1階に避難する。
- ② 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

登下校時

- ① 近くのできるだけ頑丈(コンクリート造り)な建物などに避難する。
(図書館、学校、スーパー等の店舗、コンビニ、地下道など)
- ② 近くに適当な建物がない場合は、周囲の状況を十分に確認して、物が「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に、身を寄せる。
- ③ ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物の転倒物等に注意する。

校外活動時

- ① 修学旅行・校外学習等校外で活動している場合は、近くのできるだけ頑丈な建物や地下等に避難する。
- ② 公共交通機関を使用している場合は、運転手や係員の指示に従う。車は燃料のガソリン等に引火する恐れがあるため、車から離れる。

※詳細は、国民保護ポータルサイト【<http://www.kokuminhogo.go.jp/>】を参照し

【万が一、近くにミサイルが着弾した場合】

- ① 弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、情報収集に努め、行政からの指示に従って行動する。
- ② 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- ③ 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ④ 被害の内容が明らかになったら、新たな指示に従って行動する。

2. 学校への犯罪予告・テロへの対応

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められる。学校だけが受信している場合や近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合など、状況によっても対応は異なるが、警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処することが必要となる。

爆破予告等の情報等があった場合、児童を不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応が求められる。当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得る。

(1) テロ行為の分類

- 核兵器 (Nuclear)
- 生物兵器 (Biological)
- 化学兵器 (Chemical)
- 放射性物質 (Radiological)
- 放火 (Incendiary)
- 爆発物 (Explosive)
- サイバーテロ (Cyber terrorism)

(2) テロの標的対象

- (1) 政府又は軍施設
- (2) 防衛関連企業、銀行、証券取引所
- (3) エネルギー、情報通信、交通などの重要インフラ施設
- (4) 銃砲、火薬類を保管する施設
- (5) スポーツ会場、コンサート会場、遊園地等のイベント会場

【出典】「危機管理実務必携」危機管理実務必携編集委員会：(株)ぎょうせい

であるが、学校がテロの標的になることも十分に考えられるので注意が必要である。

3 テロが行われる(た)場合

(1) 事前に犯行声明が行われた場合

当該校以外の特定の場所に生物兵器等を仕掛けたなどの犯行声明が行われた場合、生物兵器などは、風向きにより独自に判断しては危険な場合があるので冷静に警察および教育委員会からの指示により対処する。

① 爆破予告等における対処事例

(ア) 電話による犯行予告の場合

- ・爆破等予定時刻が迫っている場合や、不明な場合は直ちに全ての人を校地外へ避難させる。
- ・爆破等予定時刻に余裕がある場合は、市教育委員会や警察の指示を受け、適切に対応する。

(イ) 受信

- ・下記「犯行予告等への対応表」により落ち着いて対応し、情報を把握する。
- ・電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれないように周囲で話をしないようにする。また、携帯電話等で録音する。
- ・予告電話をいわずに電話と感じた場合でも校長(不在の場合は教頭)へ報告する。

【犯行予告等への対応表】

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなっているか・どうなるか	爆発等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的・動機・原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認(電車の走行音、放送等)

不審物を検索する場合は・・・

- 爆破等の予定時刻まで余裕がある場合など、警察からの指示を受けた上で不審物を検索する際には、管理職の指揮の下で行う。
- 指揮者は、検索人員に少しでも危険が及ぶと判断した場合は、速やかに搜索を中止し、全員を避難させる。
- 指揮者は、検索要員を編成し、概要説明後、担当区域・不審物発見時の対応を指示して検索を実施する。
- 検索要員は、危険が及ぶと判断した場合は、速やかに検索を中止し、指揮者にその旨を伝える。

(2) 事前に犯行声明がなかった場合

それぞれのテロによる災害の特徴によって下記の基本的な対応をする。

① 核(物質)による災害

(ア) 核(物質)の特徴

核(物質)テロ災害には、次のような特徴が挙げられる。

- 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できず、被害に遭った時の被ばくの有無がわかりづらい。
- 放射線量は機器により測定できるが、テロ発生の初期段階では、災害の把握が困難であり、原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。
- 一般的に放射線に関する知識が少ないため、不安を抱きやすい。
- 風評被害をはじめ、人心不安の面で影響が大きい。

② 核(物質)テロに対する基本対応

(ア) 人心不安対策

放射線や放射性物質の存在は五感では感じる事ができないので、被害の程度など災害の影響がわかりにくく、児童および教職員が過度に不安を抱くおそれがある。このため、避難行動などの具体的な対応の指示および被ばく線量や放射線による身体への影響等について、情報を収集し、適切に提供することが重要である。

(イ) 災害現場における基本的対応

戸や窓を閉めたり、換気扇、空調設備等を止めたりするなど、外気を遮断する等の具体策をとる。なお、対策本部からの指示を受けた際、屋外にいた児童や教職員等については、顔や手の洗浄、シャワー等が必要な場合もある。また、保護者に速やかに連絡する。

屋内に退避することは、屋根や壁などで放射線を遮ることになるので、外部被ばくを低減させる効果がある。また、屋内の気密性を高めることで放射性物質の浸入を抑え内部被ばくを抑えることができる。

② 生物剤による災害

(ア) 生物剤の概要と特徴

・ 概要

○ 生物剤とは、微生物であって、人間又は動植物の生体内で増殖する場合に、これらを発病させ、死亡させもしくは枯死させるもの又は毒素を生産するもの(生物兵器禁止条約の実施に関する法律)と定義され、これら生物剤がテロリストの兵器として使用されるものを生物テロと呼称している。

○ WHOでは生物テロに使用される可能性の高いものとして29の病原体をあげており、さらに米国疾病管理予防センターでは、特に危険性が高く早期に対策の必要性があるものをカテゴリーAとし、カテゴリーAには天然痘、炭疽、ペスト、ボツリヌス症、野兔病、エボラ出血熱等が指定されている。

・ 特徴生物テロ災害は、次のような特徴があげられる。

○ 生物剤は、使用時における検知が困難であり、発症しても人為的か非人為的か、又は集団感染か個別発生か分からない場合が多い。

○ 感染した者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。

○ 通常発症しない病気が発現する。

(イ) 生物剤に対する基本対応(天然痘を例に)

天然痘は、主として飛沫感染によりヒトからヒトへと感染することから、校医、岐阜保健所本巢・山県センターとの連携を図り、適切なまん延防止措置を行い二次感染の拡大を防止する体制を構築する。

③ 化学剤による災害

(1) 化学剤の概要と特徴

(ア) 概要

化学剤とは、一般に化学兵器に使用される化学物質を指し、その毒性や刺激性などを利用して人体及び動植物等に被害を与えるものと定義されている。これら化学剤がテロリストの兵器として使用されるものを化学テロと呼称している。

(イ) 特徴

通常の化学災害と比較したときの化学テロ災害の特徴

○ 通常は化学物質を取り扱うことのない場所で、局所的に集中して急性症状を有する死傷者が発生し、原因物質の特定が困難である。

○ 一般的に目や気道(口、鼻)、皮膚等に刺激的な症状が出現する。

○ 殺傷目的で合成された物質の場合、毒性が強く、即効性が高く、致死的である。

○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。

○ 同時多発、広範囲散布の可能性がある。

(2) 化学テロに対する基本対応

化学テロ災害発生時は、時間、場所、気象等により、二次災害の発生や被害の拡大に影響を与えかねないことから、防災機関が連携し、被害の拡大防止と原因物質の早期の特定に努める。

2 不審物(爆発物、核、ウイルス・細菌、化学剤の疑いがある物等)を発見した場合

不審物発見を発見した場合は、直ちに校長(不在の場合は教頭)に報告後、警察に通報する。

- 不審物には一切触れない。
- 警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウイルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
- 中身が飛散する恐れがある場合には、危険の及ばない範囲でビニールで覆いをする等の対応を施す。
- 核、ウイルス・細菌等、被爆若しくは感染する疑いのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。
- 汚染された恐れのある人は速やかに体を流水と石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。
- 汚染の恐れのある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。
- 警察を通じて保健所から連絡が来るので、その前に慌てて医療機関に駆け込む必要はない。ウイルス・細菌の場合は潜伏期間があるので直ちに自覚症状が起こることはまずないが、何らかの自覚症状があれば医療機関を受診する。

【不審物等に対する着目のポイント】

- 導火線、乾電池、時計の設置
- 火薬等の薬品臭
- 金属や粉のような物が入っている。
- 秒を刻むような音がしている。
- 包装に粉等が付着している。
- 不自然な形状や重さ など

3. インターネット上の犯罪被害への対応

近年、児童生徒等を脅かす犯罪被害として、インターネットを介した事案が多く発生しており、特にSNS に起因する被害は多様化・深刻化している。こうした被害を発見した場合は、早急な対応が必要になるため、すぐに警察、法務局・地方法務局に相談することが大切である。

学校においては、犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例(警察庁ウェブサイト等を参照)の把握や情報モラル教育の充実に努めるとともに、被害があった場合は、警察、法務局・地方法務局にすぐに相談できるよう、日頃から、体制の構築をしておくことが必要となる。

また、保護者に対しては、児童等がトラブルに巻き込まれないようするために、携帯電話等の「フィルタリングサービス」の必要性について指導をすることなどを通して、保護者と児童等と一緒に考える機会を作るように案内することも大切である。

被害事例

- 自撮り画像の送信
- 女子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男性モデルになりすました男に、自分の裸の画像を送信させられた。
- 危険な出会い

● 親とけんかをした女子中学生は、宿泊場所の提供を求めコミュニティサイトに書き込んだところ、車で迎えに来た男から家出をするようにそそのかされ、そのまま男の家に連れて行かれた。

● 男子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男と実際に会った結果、わいせつな行為をされその様子をデジタルカメラで撮影された。その後、男から「学校にばらす」等と脅された。

加害者にならないために

近年、スマートフォン等の普及に伴い、手軽に写真や動画をインターネット上に投稿することができるようになったため、児童等がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっている。そのため、加害者にならないよう、他者の権利を尊重し、情報社会での自らの行動に責任をもち、適切に判断・行動できる力を身に付けさせる指導が大切となる。

<指導ポイント例>

◆ 人を傷つける書き込みは、人権侵害であり、犯罪になることもある。

◆ 自らの投稿で他人に損害を与えれば、損害を賠償する責任を負うこともある。

4 原子力災害への対応

山県市は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約59km に位置しているが、本市周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が本市に及ぶことを前提として、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、対象とする原子力事業所及び予測される影響を次のとおりとし、市として必要な対策を進める。

(1) 発生時の情報収集と児童生徒等への情報伝達

学校の近隣における原子力関連施設の設置状況や災害発生時の措置について、あらかじめ把握しておく。放射線は無色無臭であり、そのレベル、被ばくや汚染の程度などを知覚することは不可能である。よって、緊急事態においては、国、都道府県、市区町村などの災害対策本部からの指示や情報が唯一のよりどころとなる。

災害発生時には、災害対策本部と綿密に連絡をとることが不可欠となる。併せて、事前に、災害発生時における都道府県や市区町村などの対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の仕方、児童生徒等のとるべき行動などについて把握しておく。

災害発生時には、まず、テレビ、ラジオ、広報車、インターネット等、様々な手段で伝達される情報を入手する。その際には、情報の正確性に十分に留意する。また、災害対策本部の情報から状況等を把握するとともに、屋内退避・避難等の対応方針について指示を受ける。

(2) 放射能物質拡散の想定

平成24年9月に発表された岐阜県の放射性物質拡散シミュレーション結果によれば、強い冬型の気圧配置で10m/s以上の西北西の風があるなか、敦賀発電所において平成23年3月の福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出が発生し、同時に時間6mm以上の降雨が重なった場合、地表に年間20ミリシーベルトを超える放射性物質(セシウム等)が沈着する地域が、市内の一部に推測された。

(3) 生徒等の安全確保措置

① 臨時休校等の措置

学校は、原子力災害が発生したときは、児童生徒の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

② 児童生徒が在籍しているときの措置

学校は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、引き渡し下校等の措置を行う。

③ 登下校時の措置

安心メールで保護者に連絡するとともに、職員による引率下校の体制をとる。

(4) 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、体育館等を避難所として開放するとともに、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難所運営マニュアル等に基づき、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援する。

(5) 適切な退避と避難行動

対応方針に応じて、児童生徒等に対してとるべき行動の指示を行う。例えば、戸や窓を閉めたり、換気扇、空調設備等を止めたりするなど、外気を遮断する等の具体策をとる。なお、対策本部からの指示を受けた際、屋外にいた児童生徒等については、顔や手の洗浄、シャワー等が必要な場合もある。また、必要になった場合は保護者に速やかに連絡する。

屋内に退避することは、屋根や壁などで放射線を遮ることになるので、外部被ばくを低減させる効果がある。また、屋内の気密性を高めることで放射性物質の浸入を抑え内部被ばくを抑えることができる。

避難は、環境へ放出された放射性物質から遠く離れ、放射線による外部被ばく及び内部被ばくを防ぐための手段となる。避難に当たっては、道府県や市町村の指示に従う。市は、避難計画に基づき、避難先を決定する。避難先については、モニタリング結果に基づき、実効線量が年間10 ミリシーベルトを超えないと想定される地域とすることを原則としている。

5 食物アレルギーへの対応

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることである。そのためにも安全性を最優先し、栄養教諭や養護教諭、食物アレルギーの児童生徒を受け持つ担任のみならず、校長等の管理職をはじめとした全ての教職員、調理場及び教育委員会関係者、医療関係者、消防関係者等が相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強く持って組織的に対応することが不可欠である。

学校給食における食物アレルギー対応の考え方

(目標)

アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごすことができる
食物アレルギーを有する児童生徒であっても、他の児童生徒と同じように給食時間や学校生活を過ごせるようにします。

(原則)

食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とする。学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な(過度に複雑な)対応は行わない。

食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する

- ・安心・安全な給食の提供
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の視点に立った対応
- ・すべての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーを正しく理解する

組織で対応し、学校全体で取り組む

学校給食の食物アレルギー対応は、個人の努力や良心に任されるものではなく、組織で対応するものです。学校長は食物アレルギー対応委員会を組織し、自ら委員長となります。委員会では、ガイドラインに基づき、校内における食物アレルギーの様々な調整、連携、管理、決定、周知を行います。

なお、食物アレルギーは既往症のある児童生徒のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食した物に反応する事例も少なからずあります。また、転校等で新たに食物アレルギーを有する児童生徒が転入してきます。このため、現在食物アレルギーを有する児童生徒がいない学校にあっても体制整備を行う必要があります。

学校生活管理指導表とガイドラインに基づいた対応

- ・ガイドラインによる対応を基本とする
- ・学校生活管理指導表の提出を必須とし、対象者を限定する
- ・対象者を限定することで、安全・安心な給食を実現する

連携(保護者、学校間、主治医、医師会、消防機関)

- ・保護者からの情報収集と相互理解・情報共有を図る
- ・学校生活管理指導表運用のため、主治医・医師会との連携が必要
- ・緊急時対応に備え、消防機関と連携が重要
- ・進学・転学等の場合にも学校間で情報共有を図り、リスクを減らす

完全除去対応が基本

学校給食における食物アレルギー対応で、最優先すべきことは“安全性”である。“安全性”を確保

するためには、給食調理や作業の単純化等の軽減が必須となる。このため、学校生活管理指導表により対応者や対応食品を精選し、必要最小限の除去とする。

また、個別対応はせず、事故防止の観点から原因食物の完全除去対応(二者択一)をすることを基本とする。

食物アレルギー対応委員会

設置の趣旨・委員構成

学校長を委員長として、年度ごとに委員を決定する。委員は、学校給食に関連する職種(養護教諭、学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、調理員など)を幅広く集めて構成する。

校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置する。委員会では、校内の児童の食物アレルギーに関する情報を集約し、様々な対応を協議、決定する。また校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携や具体的な対応訓練や校内外の研修を企画、実施、参加を促す。

ランチルームでの対応

誤食防止の目的で、以下の項目等について確認する。

特に、アレルギー対応食について、原材料がわかる統一した献立表で確認する方法や、対応食と一般献立との違いを監督者、本人が確認する方法を具体的に決める。

また日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意する。給食の時間中に誤食事故等が起きないようにルールを決める等の配慮をする。

- ◆ 献立内容の確認
- ◆ 給食当番の役割確認
- ◆ 配膳時の注意
- ◆ おかわり等を含む喫食時の注意
- ◆ 片付け時の注意
- ◆ その他交流給食などの注意 等

食材・食物を扱う活動等

食材・食物を扱う活動等について、個別の取組プランに基づき監督者が確認する。

(ア) 食物、食材を扱う授業、活動

- ・食物の調理、摂取を伴う授業等の配慮
- ・微量の摂取、接触により発症する児童に対する配慮

(イ) 体育等運動を伴う活動

食物依存性運動誘発アナフィラキシーへの配慮

(ウ) 宿泊を伴う校外学習

- ・食事などの配慮
- ・緊急時の配慮

(エ) その他授業以外の課外活動等祭りやイベントなど様々な活動における配慮

食物アレルギーを有する児童生徒及び学級での指導

(ア) 学級での指導

学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

【学級での指導事項例】

- ・食物アレルギーについての基本的な理解
- ・食事を安全に楽しむために 等

(イ) 個別指導

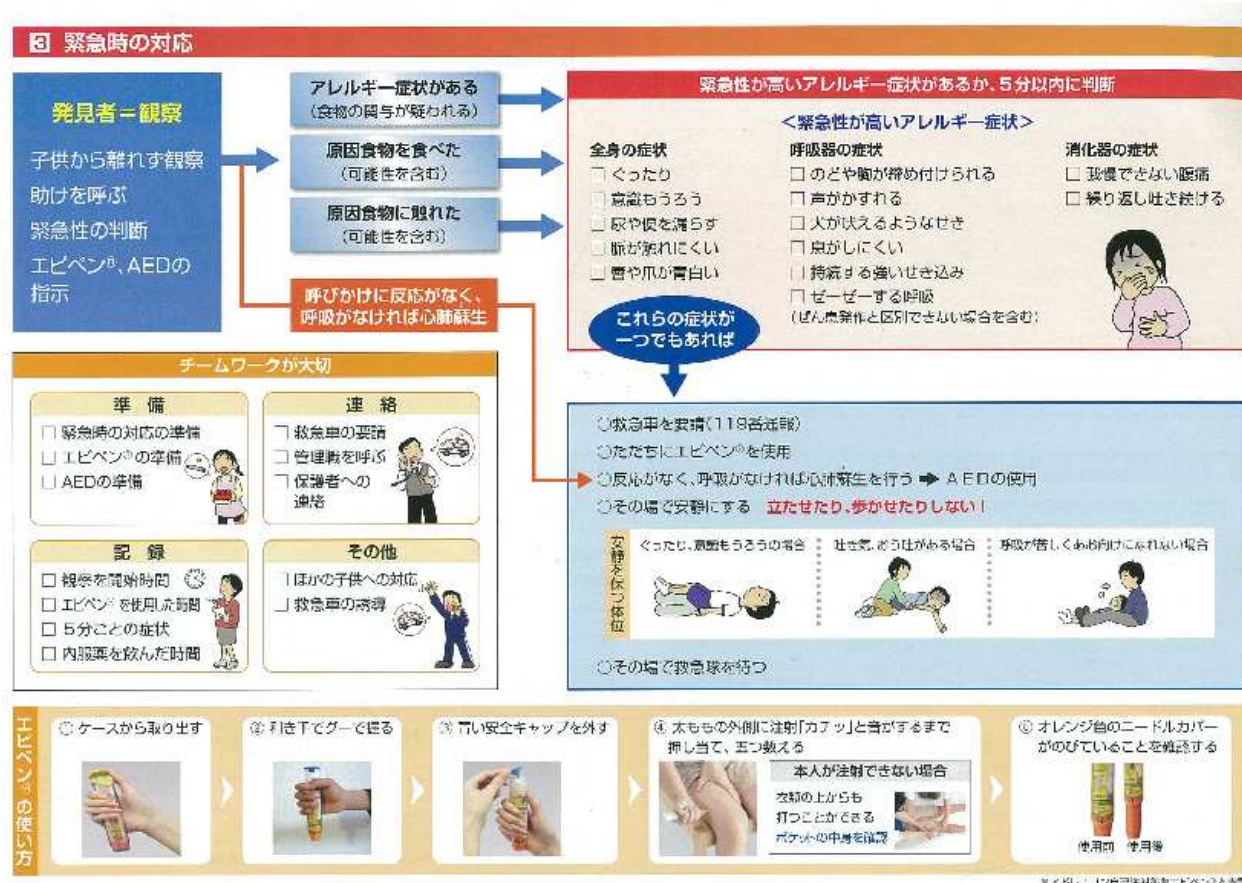
食物アレルギーを有する児童生徒とその保護者に対し、必要に応じて個別指導を実施する。

【個別指導例】

- ・自分で判断できる能力の育成
- ・栄養摂取における家庭での留意点 等

配膳、喫食時の問題点等は、事故及びヒヤリハットも含めてすべて食物アレルギー対応委員会に報告し、定期的に対応方法の評価、検討及び必要に応じて見直しを行う。

児童生徒が誤食、症状出現時の緊急時対応について、職員間で共通認識の下、具体的・確実に対応できる体制を整える。



6 熱中症への対応

(1) 学校管理体制

- 保健室、体育館、プールにフローチャートを掲示する。(4月～10月)
- 職員会議で「熱中症予防対策」について共通理解を図る。(4月)
- 職員会議で「熱中症対応」について職員研修を行う。(7月)
- エアコンの試運転をし、稼働に備える。(5月初旬)
- 児童玄関にミストシャワーを設置する。(5月初旬)
- プールの日よけ用 TENT を貼る。(6月)
- 熱中症指数計の設置 体育館(備え付け)、屋外(5月～10月)、プール(開放期間)
- 青空タイム、昼休みは原則運動場で遊び、暑さ慣れをする。
- 汗腺発達を促すように、ほどよく汗をかく学級遊びの工夫をする。
- 扇風機を適宜稼働する(5月～10月)
- 気温 28℃を目安にエアコンを稼働する。



「熱中対応フロー(日本スポーツ振興センター)」

〈ミストの設置〉

〔保管場所〕 シャワー：機械室 ・取り付け台：非常階段下



〈テント張り〉



風で飛ばされないようにテープ紐を張る。

(2) 学習関連

〔 体 育 〕

- 授業者は、授業前に暑さ指数を確認し、「熱中症予防運動指針」に沿って対応する。
- WBGT25℃以上の時は授業中に給水タイムを設ける。
- 運動場で行う場合、聞く活動は日陰で行うようにする。
- 授業後にミストシャワーを利用する。
- 次時の始業前に健康観察を行う。
- 原則見学者は日陰で見学するが、体調不良による見学は保健室で自主学習を行う。

熱中症予防運動指針			
WBGT℃	湿球温度℃	乾球温度℃	
31	27	35	運動は原則中止 WBGT31℃以上では、特例の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
▲▼	▲▼	▲▼	
28	24	31	厳重警戒 (激しい運動は中止) WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
▲▼	▲▼	▲▼	
25	21	28	警 戒 (積極的に休息) WBGT25℃以上では、熱中症の危険が顕著なため、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
▲▼	▲▼	▲▼	
21	18	24	注 意 (積極的に水分補給) WBGT21℃以上では、熱中症による死に事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
▲▼	▲▼	▲▼	
			ほぼ安全 (適宜水分補給) WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

「財団法人日本スポーツ協会」

〔 プール 〕

- 補助職員は授業前にプールサイドに水をまく。
- 各自水筒を持参するようにし、授業中に給水タイムを設ける。(シャワー室を利用する)
- 次時の始業前に健康観察を行う。
- 朝のプール点検で水温が 30 度以上の場合は注水をする。
- 授業時水温 30 度以上の場合は中止にする。
- 見学者は、赤白帽子を着用し、首に冷却タオルを巻き、プールサイドのテント下で見学する。体調不良による見学は保健室で自主学習を行う。

〔 校外活動（生活科・社会科） 〕

- 気温に応じ、適宜休息を設けるように計画する。
- 水筒を必ず持参する。
- 安全帽、冷却タオルを着用する。
- 救急セットに冷却パックを追加する。



〔 運動会運営 〕

〈練習期間中〉

- ☐ 練習は午前中に行う。
- ☐ 水分補給が全員できたかを開始前に確認する。
- ☐ 練習前に水分補給を行う。
- ☐ 練習後はミストシャワーを利用する。
- ☐ 総練習は 1 時間半以内とする。30 分毎に5分以上の給水タイムをとる。
- ☐ 必要に応じミストシャワーを利用する。
- ☐ 総練習後はエアコンの効いた教室で 10 分以上の休憩をとる。
- ☐ 総練習後、場合に応じ塩タブレットを全員に配付する。
- ☐ 次時の授業開始前に健康観察を行う。

〈運動会当日〉

- ☐ 教室にて朝の健康観察を行う。スポーツドリンクを紙コップで配給し、補給する。
- ☐ ミストシャワーは常時開栓にし、保護者や地域の方も利用できるようにする。
- ☐ 競技後は各自水分補給をする。
- ☐ 状況に応じプログラムに最大 15 分間の休憩を挟む。塩分を含ませた氷を一つずつ配給し、クールダウン、塩分補給、水分補給を補う。場合により休憩時にはランチルームを開放し、クールダウンを促す。
- ☐ 休憩後、健康観察を行う。
- ☐ 閉会式前の整列時に健康観察を行う。

〔 夏祭り（十六拍子披露） 〕

- ☐ 保護者宛参加案内文書にて、集合前の水分補給をお願いする。
- ☐ 集合時に健康観察を行う。
- ☐ 法被の着用時に冷却タオルを配付し、待機中着用させる。（出番前に回収）
- ☐ 熱中症対応グッズ（氷、経口補水液、うちわ、霧吹き、冷却タオル等）を備えておく。

(3) 保健指導

〔 児童、保護者への啓発 〕

- ☐ 熱中症予防にも繋がる規則正しい生活習慣（特に睡眠・朝食）づくりについて重点的に行う。（5 月）
- ☐ 「水筒持参について」の文書を保護者に配付する。（5 月）
- ☐ 熱中症予防について児童に話をする。
- ☐ 運動前、運動後に必ず水分補給を行うように指導する。
- ☐ 熱中症予報を各階に掲示し、注意喚起を促す。



〔熱中症対応〕

- 熱中症が疑われる場合 熱中症対応フローに沿って担任、養護教諭を中心に応急処置を行う。
- 教務主任(または担任)は「熱中症チェックシート」に記録する。その他参考となる事項に朝の健康観察、睡眠の様子などできるだけ情報を記入する。

[illegible]

〔 熱中症対応グッズ 〕

- 保健室冷凍庫： 保冷ジェル枕(3) 保冷剤(10) 氷袋(8) 製氷皿(2) 冷凍タオル(3)
- 保健室冷蔵庫： スポーツドリンク(3) 経口補水粉末(10) 500ml水ペットボトル(3) 麦茶(2)
- 経口放水ゼリー(3) 塩タブレット
- 冷蔵庫上：内輪(2) 霧吹き(1)本 冷却マフラー(33)

※常時上記を備えておく。

7 竜巻への対応

竜巻は、発生予測が難しく竜巻注意報の精度にも限界があるとともに、その移動速度も速いことなどから、発生時には学校としての迅速な対応が求められる。教職員、児童それぞれの冷静な判断が被害を最小限に抑える鍵となる。

- (1) 竜巻が予想される場合の対処行動
(屋内の場合)
- ・窓を閉め、カーテンを閉めて窓から離れる

- ・建物の中心部に近い、窓のない部屋に移動する
- ・建物の1階に移動する
- ・部屋の隅やドア、外壁から離れる
- ・防災ずきんや上着、ランドセルなどで頭部を覆う
- ・丈夫な机の下に入り、両腕で頭と首を守る
(屋外の場合)
- ・近くの丈夫な建物に避難する
- ・飛来物に注意する
- ・車庫や物置、プレハブを避難場所にしない
- ・橋や陸橋の下に行かない

(2) 竜巻注意情報の把握と周知

- (1) 大気が不安定な状況等の気象情報が前日から出されている場合には、普段以上にテレビ、インターネット等により気象情報を把握するよう努める。
- (2) 竜巻注意情報等が発表された場合には、校内放送等で教職員及び児童へ注意を促す。
- (3) 竜巻の予兆を感じる状況であれば、竜巻注意情報の有無にかかわらず、職員室内の警戒態勢をとり、空を注視するとともに、竜巻が発生した際の対応の準備をするなど、複数の職員で対応に当たる。

竜巻の予兆

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨や雹(ひょう)が降り出す。

竜巻が起きると

- ・「ゴー」という音が聞こえる。
- ・真っ黒い雲から漏斗(ろうと)状の雲が下がっている。
- ・トタン板や発泡スチロールなどのごみが宙を舞っている。

(3) 学校にいて竜巻が接近してきたとき

◎対応マニュアルを作成し、教職員の研修で共通理解を図るとともに、児童生徒の訓練を行う。

その際、いろいろな場面を想定し、常にマニュアルどおりに行動するのではなく、臨機応変にどう行動するか児童生徒に考えさせることが重要である。

教室

- ・窓を閉め、カーテンを引く。
- ・窓ガラスからできるだけ離れる。
- ・身の回りにある物で頭と首を守る工夫をする。

校舎内(教室以外)

- ・風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せる。
- ・壁に近いところで避難姿勢をとる。

屋外

- ・校舎など頑丈な建物に避難する。
- ・物置やプレハブ(仮設建築物)などには避難しない。

4 登下校途中に竜巻が接近してきたとき

◎雷雨や強風時には登下校を控え、天候の回復を待つことが原則である。しかし、登下校の途中で竜巻に遭ってしまったら、児童が自分で判断し避難行動をとれるよう指導しておく。

- ・屋根瓦など、飛ばされてくるものに注意する。

避難行動例

- ・建物に避難できない場合は、くぼみなどに身をふせ、両腕で頭と首を守る。
- ・電柱や太い樹木も倒壊する危険があるので近寄らない。
- ・近くの頑丈な建物に避難する。
- ・橋や陸橋の下には行かない。

8 登下校時の緊急事態（不審者）

不審者情報には、「昨日、下校中に不審者と思われる人がいた。」「下校中に名前や学校の様子について聞かれた。」「子どもが被害に遭っている。」など、現在進行中のことから数日前の出来事まである。また、近隣の地域での情報、重大事件から誤報まで、様々な情報が学校によせられる。

そこで、第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならない情報なのかどうかをチェックする必要がある。

なお、緊急対応が必要でない場合でも、状況を十分に把握し、必要に応じ関係機関等に通報するとともに、ボランティア等の協力を得て、防犯対策を強化することが求められる。

(1) 第一報で把握したい情報

次の点について、短時間に分かる範囲内で聞き、簡潔にメモをとる。

- ① いつ、どこで、誰に、どんなことが起こったか。
- ② 110番通報したか。
- ③ 負傷者はいるか。119番通報したか。
- ④ 周りに他の子どもはいるか。

(2) 学校、家庭、地域が一体となった緊急対応が必要かどうかを見分けるポイント

例えば、次のような状況が続いており、子どもの安全が確保されていない場合は、緊急対応が必要となる。

- ① 凶器を持った不審者が、通学路の近くでうろついている。

- ② 登下校中の子どもが、不審者に襲われ、けがをした。
- ③ 不審者が、登下校中の子どもたちに声をかけ、連れ去ろうとしている。
- ④ 登下校中の子どもが、金品を奪われている。
- ⑤ 校区内や周辺で、凶悪な犯罪が発生し、解決していない。

※緊急対応が必要でない場合でも、状況によって、警察・教育委員会に通報するとともに、見守りボランティア等と連携を図った防犯対策の強化を図る必要がある。

校長は、子どもの安全が確保されており、すでに不審者が去っている場合など、緊急対応の必要はないと判断しても、警察・教育委員会に通報するとともに、必要に応じてボランティア等と連携し、防犯パトロールの強化などを行うことが求められる。

また、登下校時の安全について、学年に応じた安全指導を行うことが望ましい

(3) 緊急通報

- ① 警察に通報されていない場合は、「110番」通報する。
- ② 保護者および見守りボランティア等の支援を得て、子どもの安全確保を図る。
 - ・保護者およびボランティア等に、電話・電子メール等で支援を依頼する。

(4) 情報収集

- ① 現場(病院等含む)に急行し、情報収集と整理を行う。
- ② 子ども(周辺の子ども含む)や不審者の現状、対応状況等について情報を収集し、整理する。
 - (ア) 周辺の店や民家などに避難している子どもがいないか。
 - (イ) 不審者の現在の様子はどうか。
 - (ウ) 現場では誰がどのような対応をしているか。
 - (エ) 負傷者が病院に搬送されていれば、病院に急行し、負傷者の氏名、負傷の状況等について把握する。
- * 現場と学校との間で、携帯電話などによって常時連絡がとれるようにしておく。
- ③ 仮に、不審者が近辺にいると考えられる場合は、警察が到着するまでの間、子どもの安全確保を図る。

(5) 教育委員会への第一報と支援要請

すみやかに教育委員会に概要を報告するとともに、適宜報告し助言を得る。また、必要に応じて専門スタッフ等の派遣を求める。

- ① 保護者、現場や危険のある場所に近いボランティア、地域防犯関係者等に、防犯パトロールの実施を要請する。
- ② 警察には、情報の提供と緊急の防犯パトロール等を要請する。
- ③ 教育委員会には、国私立、都道府県立、市区町村立を問わず、域内の学校等に対する情報提供や警察などとの連絡・調整を要請する。

(6) 負傷者がいる場合

- ① 負傷者がいるが救急車の要請をしていない場合は、「119番」通報する。
- ② 負傷した子どもの保護者に、負傷状況の概要や搬送先病院名を連絡する。

＊ 保護者が大きなショックを受けないように発言には十分に注意する。

緊急に対応しなければならない情報があり、被害者等の安全確保を行った後、あるいは、それとほぼ同時に、不審者が確保されているか確認する必要がある。その際、情報の混乱が予想されるため、現場にいる人などの情報に加えて、警察に必要な情報を確認し、助言を求める。その上で、緊急の安全対策の内容、方法等について検討し、決定する。

(7) 警察に確認するポイント

現場に急行した教職員の情報等から、警察に対して次のようなことについて確認する必要がある（「110番」ではなく、あらかじめ、最寄りの警察署の事件・事故の対応窓口の電話番号を把握しておくことが必要）。

- ① 不審者は、確保されているか。
- ② 確保されていない場合、登下校中等の子どもに被害が及ぶ危険性があるか。
- ③ どの地域で危険性があるのか。
- ④ 学校への指示や要請事項があるか。

＊ なお、不審者が確保された時点で、速やかに連絡がもらえるよう日頃から連携を保っておく。

(8) 安全確保までの子どもの保護と保護者への引渡しや集団登下校

- ① 子どもの現在の状況（登校中・下校中、登校前・帰宅後など）を把握する。
- ② 下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機させる。
- ③ 子どもだけでの登下校が難しい場合には、保護者への引渡しや保護者の引率による集団登下校などを行う。

＊ 登校前であれば、必要に応じて自宅で待機させる。また、登下校中であれば、地域住民・保護者・ボランティア・警察等に、緊急に子どもの安全確保への協力を要請する。

(9) 教職員等による緊急防犯パトロール

必要な場合には、通学路を中心に情報収集と安全点検のため、地域住民、保護者、ボランティア等と協力あるいは分担して、教職員による緊急の防犯パトロールを実施する。

(10) 保護者同伴の集団登下校

登下校時における緊急事態が発生した場合には、事態が収束した後、その事態の発生要因を分析し、また、事態への対応を見直すことによって、日頃の対策と緊急対応を改善する必要がある。また、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行うとともに、情報を整理し、教育委員会等への報告書や災害共済給付に関する請求書を作成し、請求することも必要となる。

あらかじめ決めておいた役割分担により、教職員が一体となって「保護者等への説明」、「心のケア」などの事後の対応や措置を適切に行う。また、これまでの安全対策や記録等をもとに問題点や課題を明らかにし、地域等との連携を一層深め、登下校時の安全対策の強化を図る。

① 防犯パトロールの強化を行う。

(ア) 時間、場所・区域、経路、巡回方法等を見直し、拡充する。

(イ) 新たなボランティアの参加を求め、防犯パトロールを充実する。

(ウ) 警察、学校と連携を深め、効果的に防犯パトロールを実施する。

(エ) 青色回転灯を装備した車による防犯パトロールの実施もしくは拡充を行う。

② 保護者等による通学路等の安全点検を実施する。

(ア) 定期的に子どもの通学路の安全を点検し、不審者の発見や情報収集を行う。

(イ) 必要に応じて、公園や子どもの遊び場など通学路以外の場所の安全点検を行う。

(ウ) 安全点検の結果について、家庭で子どもと話し、子どもの安全意識を高める。

③ 通学路の防犯施設・設備などの環境整備・充実を行う。

(ア) 防犯標語やポスターを掲示するなど、地域への啓発を行うことにより、「子ども110番の家」や「子ども110番の店」を増やす。

(イ) 必要に応じ、通学路に防犯灯を設置(増設)する。

学校における防犯計画

(1) 目的及び防犯対策等

○ 目的

非常事態(不審者侵入等)を予防し、非常事態発生の際には、児童や職員の生命や心身の安全確保、及び安全管理の徹底を図る。

○ 防犯対策

①来訪者の確認について

- ・来校者は職員室で用件を告げ、校内に入る。教職員以外の人には用件を尋ねる。

②在校時の安全確保について

- ・正門、東門、体育館北門を閉門
- ・校舎1階体育館通用口、体育館入り口、保健室北非常口、非常扉の施錠
- ・「登校時」「青空タイム(業間休み)」「昼休み」「下校時」の巡回

③登下校時の安全確保について

- ・教職員が定期的に登校指導を実施
- ・見守り隊との連携活動
- ・「こども110番の家」との連携活動

④不審者情報の収集について

- ・地域の各種団体や見守り隊、PTA等と連携をとる。

⑤不審者の対応について

- ・不審者侵入における対応マニュアルにそって対応する。

⑥施設設備について

- ・児童の登校後、正門・東門・体育館北門を閉門
- ・校門、校舎入り口付近に、職員室で受付をし校舎に入るよう案内板を設置

⑦保護者・地域の協力について

- ・PTA地区委員等による見守り活動を実施
- ・見守り隊活動の推進

○ 児童に対する指導について

- ・全校朝会、また各学級において指導
- ・不審者侵入における命を守る訓練の実施
- ・長期休業前の防犯指導

○ 防犯に関する校内研修について

- ・児童の安全確保及び安全管理について、職員会議や職員打ち合わせにおいて共通理解を図る。

○ その他

- ・校外学習等、ホイッスルを引率者が所持する。

(2) 平常時及び通常の訪問者への対応

教職員の対応(児童への指示・行動)	関係機関・保護者・地域への連絡、協力要請
<平常時> ○出入口の限定、他の門の施 ○入口の明示 ○非常時体制の明示 ○訪問者への声かけの要請 ○登下校指導 ・通学路の遵守 ・複数登下校の指示 ・「こども110番の家」等避難場所の周知 ○校内の巡回 ○危険回避の方法についての指導 ○保護者・地域・関係機関への協力依頼及び情報交流	・保護者、地域の方にも訪問時の対応について協力依頼 ・「こども110番の家」設置 不審者対応について再度依頼 ・保護者・地域・関係機関との連携・協力
<訪問者の対応> ○第一対応者 (挨拶)「こんにちは。」 (身元確認)「どちら様でしょうか。」 (用件確認)「ご用件は何でしょうか。」	
<用件者の来校> ○第一対応者 (誘導)「こちらにお越しください。」 <用件終了後> ○第二対応者 (誘導)「ありがとうございました。失礼いたします。」	

(3) 学校に不審者の侵入があった場合(凶器不携帯)の対応

教職員の対応(児童への指示・行動)	関係機関・保護者・地域への連絡、協力要請
< 不審者侵入(凶器不携帯で危険性がうかがえない場合)> ○第一対応者 ・近くの教職員を呼び、できるだけ複数で対応 (退去依頼)「用のない場合は、立ち入りはご遠慮ください」 (退去誘導)「こちらからお帰りください。」 ○第一対応者から校長(教頭)へ連絡 ※不退去の場合 ○第一対応者 ・短く笛を吹き、他の教職員の協力を要請 ○教職員→校長または教頭へ警察出動要請 ○複数の教職員で対応 ・周囲を取り囲むようにして対応 (退去勧告)「退去いただけない場合は警察を呼びます。」 ○校長または教頭より、全教職員に教室待機の指示 →児童教室にて待機 ※身柄引渡後 ○校長または教頭は全教職員に退去解除の指示 ・児童に対する待機解除の指示 ○校長または教頭は協力依頼文書を配付	・所轄警察署、近隣校、教育委員会へ報告 ・所轄警察署 ・保護者、近隣校、教育委員会へ連絡

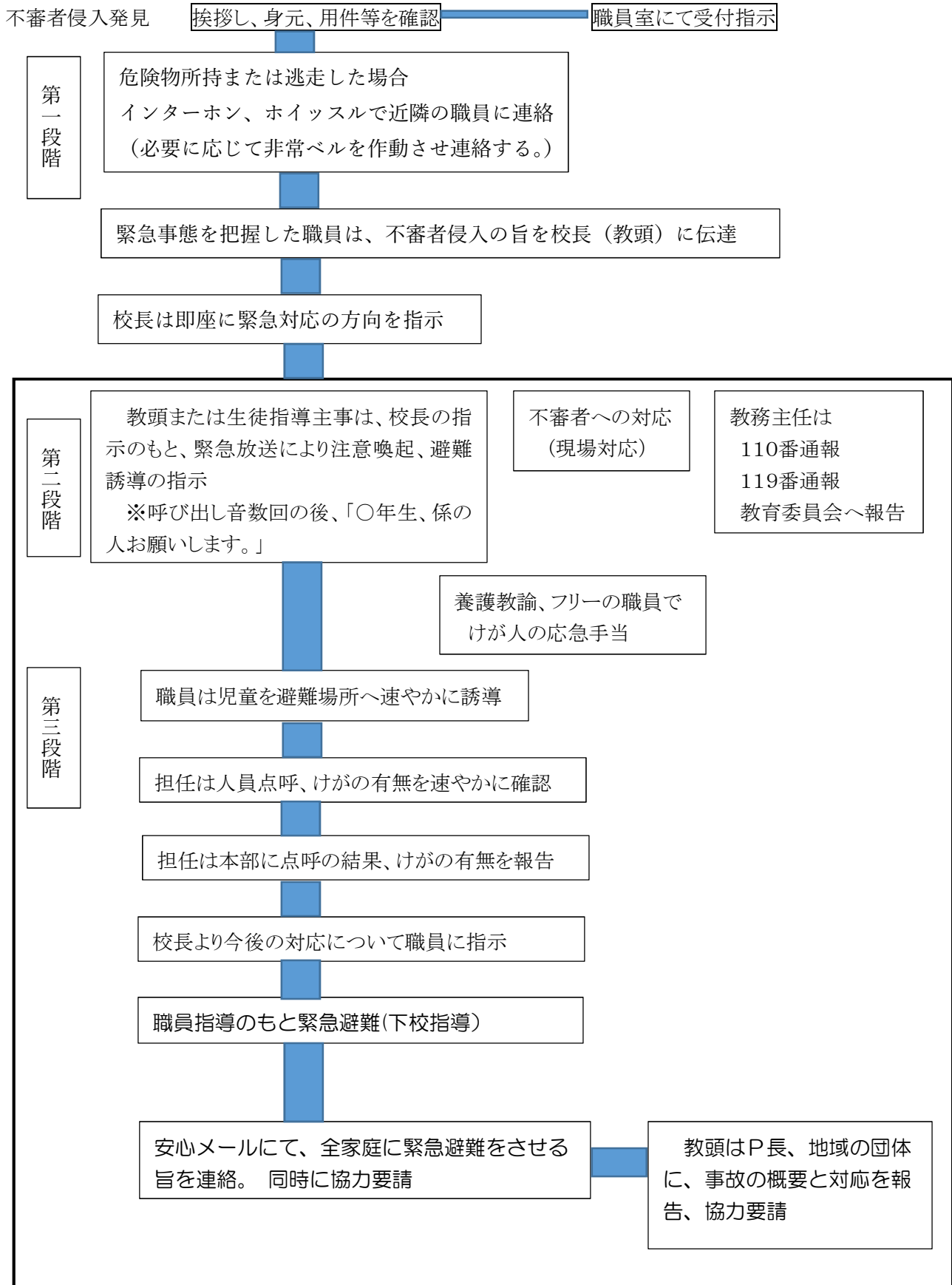
(4) 学校の近くに不審者や犯罪者の情報が入った場合(凶器携帯)

教職員の対応(児童への指示・行動)	関係機関・保護者・地域への連絡、協力要請
< 校外に不審者出没の情報が入った場合> ○校長または教頭が情報入手 ○校長または教頭(不審者情報) ○校長または教頭 ↓連絡・対応 ○全教職員 ・校門施錠確認 ・校内・学校周辺巡回 ○校長または教頭 ・警察情報の収集、状況判断、複数下校等の指示 ○全教職員 ・集団下校引率及び翌朝登校時注意の指示 ・放課後児童クラブ児童は学校にて待機の指示 ・ポイント巡回 ・校門指導 ・危険な状況がうかがわれる場合は緊急連絡網により保護者に児童下校見守り要請 ○校長または教頭が文書配布 ○校長または教頭 ↓指示 ○教職員 ・児童下校後、学校周辺の巡回指導及び危険が回避されるまで待機 ・必要に応じて、連絡網にて児童の安否を確認	・保護者、地域(こども110番の家)、近隣校からの通報 ・所轄警察署 (パトロールの要請) ・警察官巡回、学校と連絡 依頼 ・警察官巡回 ・PTA役員、ボランティア による巡回・見守り(見守りボラン ティア) ・保護者、近隣校、地域、教 育委員会等

(5) 学校に不審者が侵入した場合(凶器携帯)の対応

教職員の対応(児童への指示・行動)	関係機関・保護者・地域への連絡・協力要請
＜不審者が侵入した場合(凶器携帯)＞ ○第一対応者 ・笛を短く鳴らす ・インターホンで職員室に連絡(受話器を外す) ・場合によっては非常通報装置で対応 ※第一発見者が児童の場合は、その場からすぐ逃げて、近くにいる職員に知らせる。 またはインターホンで職員室に知らせるよう指導する。 ○教職員(現場急行、状況把握、複数対応) ↓連絡・報告 ○校長より指示 ・本部を設置し、今後の対応を指示 ・指示のもと110 番通報 ・負傷者が出たら119 番通報。救急車要請 ・指示のもと緊急放送、全校に危機発生状況を連絡 ・誘導係、不審者対応係、連絡係等役割分担を明確にする。 ○第一対応者＋教職員は正しく状況を判断して、 ・児童を安全な場所に避難させる。 ・不審者の行く手を阻止する。 ○教職員 ・門扉の開錠 ・外部への応援要請 ○授業担当教職員は正しく状況を判断して、 ・児童を安全な場所に避難させる。 ・不審者の行く手を阻止する。 ○校長または教頭(放送による緊急避難) ↓避難の指示 ○授業担当教職員 ・指定の場所(体育会)に引率避難 ・点呼(人数確認)＜児童＋教職員＞ ※始業前・休み時間・授業後の場合 ○全職員(担当場所に急行) ・児童の掌握 ・指定の場所(体育館または運動場)に避難誘導 ・人員点呼(人数確認)＜児童＋職員＞	・異常発生のを聞きつけた場合、応援依頼 ・県警本部 ・消防本部 ・地域諸団体、PTA役員へ 応援要請

(6) 学校に不審者が侵入した場合(凶器携帯)の連携



(7) 事故発生後の取組

事故発生直後の取組

① 応急手当の実施

ア) 事故発生時に優先すべきことは、事故にあった児童(以下「被害児童」という。)の生命と健康である。事故直後は、まずは被害児童の医学的対応(応急手当)を行う。

イ) 事故が発生した場合には、第一発見者は、被害児童の症状を確認し、近くにいる管理職や教職員、児童等に応援の要請を行うとともに、被害児童の症状に応じて、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。

ウ) 指揮命令者(近くにいる管理職又は教職員)は、応援に駆けつけた教職員に対して役割分担を指示し、速やかに救急車の要請や AED の手配、アナフィラキシー症状が見られる場合にはエピペンの手配等、対応に当たる。

- 突然、心停止となった場合、『死戦期呼吸』と呼ばれるゆっくりとあえぐような呼吸や『けいれん』が認められることがある。突然、目の前で卒倒し、いつもと様子が違う呼吸やけいれんを認めた場合、『心停止の可能性』を疑い、行動を始めることが重要である。
- 心停止ではない人に、胸骨圧迫を行ったり AED を使用したりしても、大きな問題は起らない。『死戦期呼吸』や『けいれん』の判断ができない場合や、自信が持てない場合は、胸骨圧迫と AED の使用を開始する

エ) 重篤な事故、重篤な事故と考えられる事象が起きたときは、救命処置が秒を争うことである点を理解し、行動することが必要である。

オ) 応急手当を実施する際には、以下の点に留意する。

- ・被害児童の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- ・救命処置において、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生と AED 装着を実施する。
- ・救急車を手配するために 119 番通報をすると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からなかったりした場合は、119 番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようにする。
- ・教職員は事故の状況や被害児童の様子に動揺せず、またその他の児童の不安を軽減するように対応する。
- ・応急手当を優先しつつも、事故の発生状況や事故後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心がけ、対応が一段落した時点でメモを整理する。応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。

② 被害児童の保護者への連絡

ア) 被害児童の保護者に対し、事故の発生(第1報)を可能な限り早く連絡する。なお、その際には、事故の概況、けがの程度など、最低限必要とする情報を整理した上で行う。

イ) 被害の詳細や搬送先の医療機関名等、ある程度の情報が整理できた段階で、第2報の連絡を行う。以後、正

確かつ迅速な連絡に努め、情報の共有を図る。

③現場に居合わせた児童等への対応

ア) 学校事故では、意図的でなくても、他の児童等がもう一方の当事者(加害者)となることもある。事故にあった本人はもとより、加害児童も傷つき、相当の心的負担がかかっていることに留意し、心のケアを十分に行う

イ) 命にかかわるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常ストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがあることを理解し、迅速に心身の健康状態の把握を行う。なお、それらの症状は、事件・事故の直後には現れず、しばらく経ってから現れる場合があることを念頭に置く必要がある。

初期対応時(事故発生直後～事故後1週間程度)の取組

①危機対応の態勢整備

ア) 事故発生後の対応は、校長のリーダーシップの下、被害児童の保護者対応、報道対応等、チームとして対応する。

イ) 危機発生時には様々な対応を集中して行う必要があるため、的確な方針と実施のための人員が必要になる。学校だけでは手が回らない場合は、学校の設置者に人員の派遣等の支援を要請し、必要な人員を確保し対応に当たる。

ウ) 事故発生後の対応を行う教職員には相当の心的負担がかかっていることに留意し、関係教職員に対する配慮も必要である。

②被害児童の保護者への対応

ア) 応急手当等、事故発生直後の対応終了後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行う。

イ) 学校は、被害児童の保護者に寄り添い、信頼関係にたつて事態への対処ができるよう、対応の責任者を決め、常に情報の共有化を図る。

ウ) 学校は、被害児童の保護者の要望や状況に応じて、信頼できる第三者(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等)を紹介し、相談・支援が受けられるようにする。

③学校の設置者等への報告、支援要請

ア) 学校は、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故が起こった場合には、学校の設置者等に速やかに報告を行う。

イ) 公立学校の場合は、学校の設置者に速やかに事故発生を報告し、状況に応じて、必要な人員の派遣や助言等の支援を要請する。

④保護者への説明

ア) 保護者間に臆測に基づく誤った情報が広がることを防ぐために、被害児童以外の保護者に対しても、状況に

応じて、学校から速やかに正確な情報を伝えることが必要であり、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて、保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。

イ) 情報を発信する際には、外部に出せる情報を明確にし、「発生事実の概要」、「対応経過」、「今後の取組・方向性」などに整理して説明する。

ウ) 保護者説明会の開催等、被害児童以外の保護者への説明の際には、あらかじめ被害児童の保護者の意向を確認し、説明の内容について承諾を得た上で行う。

⑤記者会見を含む情報の公表及び関係機関との調整

ア) 情報の公表のためには、正確な情報の把握が必要となる。事故に対し、警察の捜査が行われている場合は、警察が公表している情報などにより事実確認を行うなど、関係機関等からも情報を収集しつつ整理を行う。

イ) 報道などの外部への対応については、学校と学校の設置者で調整の上、対応窓口を一本化し、情報の混乱が生じないよう、事実を正確に発信する。

ウ) 状況によっては、報道対応窓口を学校ではなく学校の設置者に一本化し、学校は事故直後の対応(児童・保護者対応)に専念できるように考慮する。

エ) 記者会見を含む情報の公表の際には、あらかじめ被害児童の保護者の意向を確認し、説明の内容について承諾を得た上で行う。

⑥基本調査の実施

ア) 学校において死亡事故及び報告対象となる死亡以外の事故のうち、学校の設置者が必要と判断した事故については、学校は、速やかに「基本調査」に着手し、原則として3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施すると共に、必要に応じて、事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取りを実施する。

イ) 基本調査の実施方法等については、「学校による基本調査の実施」に記載する。

令和3年度

山県市立伊自良北小学校消防計画

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 この計画は、山県市立伊自良北小学校の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び児童の人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

第2節 防火管理者の権限及び計画の適用範囲

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、当学校に勤務する職員、及び登校する児童、その他出入りするすべての者に適用する。

(防火管理者)

第3条 防火管理者は、教頭とし、この計画のすべての事務を行うものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第4条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

(1) 消防計画の検討及び変更

(2) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び不備欠陥事項の改修促進

(3) 消防用設備等の点検整備の実施及び不備欠陥事項の改修促進

(4) 火気の使用又は取扱いに関する指導

(5) 増改築、修繕、模様替え等の工事時における火災予防上の指導

(6) 児童及び職員に対する防災教育及び各種訓練の年度計画の作成とその実施指導

(7) 山県市教育委員会との防火、防災対策に関する事務の推進

(8) その他防火管理上必要な業務

2 防火管理者は、次の業務について、山県市消防署への報告、届出等を行うものとする。

(1) 消防計画の届出（改正の都度）

(2) 建物及び諸設備の設置又は変更に伴う諸手続

(3) 増改築、修繕、模様替え等を行うときの事前連絡

(4) 消防用設備等の点検結果の報告

(5) 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告

(6) その他法令に基づく諸手続

第3節 防火管理委員会

(防火管理委員会の設置)

第5条 防火管理業務の適正な運営を図るため、学校長を委員長とする防火管理委員会を別表1 (P.30)のとおり設置する。

2 委員会の開催は、定例会と臨時会とし、定例会は毎月第3月曜日に、臨時会は委員長が必要と認めたときに開催する。

第6条 防火管理委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- (1) 消防計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 児童の人命安全に関すること。
- (3) 校舎及び消防用設備等の維持管理に関すること。
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関すること。
- (5) 消火、通報及び命を守る訓練に関すること。
- (6) 震災対策に関すること。
- (7) 防災教育とその実施方法に関すること。
- (8) その他防火管理に関すること。

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織等

(予防管理組織)

第7条 予防管理組織は火災予防のための組織と、自主点検、検査を実施するための組織とする。

2 火災を予防するための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各階及び特別校舎(体育館等)ごとに防火担当責任者を、各普通教室及び特別教室ごとに火元責任者をおくものとし、別表2 (P30)のとおり定める。

3 自主点検を実施するための組織は、消防用設備等及び建物、火気使用設備器具、電気設備等について適正な機能を維持するため、定期に点検を実施するものとし、点検資格者及び自主点検班を別表3 (P31)のとおり定める。

(防火担当責任者の業務)

第8条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第9条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内(各教室)の火気管理
- (2) 担当区域内の諸設備器具の維持管理
- (3) 地震時における火気使用器具の使用停止及び安全措置
- (4) 防火担当責任者の補佐

(日直者等の業務)

第10条 日直者若しくは最終に帰る者は、校内を巡回し、火災予防上の安全を確認するとともに、その

結果を日誌に記録し、翌朝防火管理者に報告するものとする。

(自主点検、検査班の業務)

第11条 消防用設備等の自主点検班、建物、火気使用設備器具、電気設備等の自主検査班は、別に定める点検、検査表に基づき、次により実施する。

(1) 自主検査

検 査 対 象	検 査 月 日	
建築物	毎月 1 5 日	月 日
火気使用設備器具	毎月 1 5 日	月 日
危険物施設等	毎月 1 5 日	月 日
電気設備	毎月 1 5 日	月 日

(2) 自主点検

検 査 対 象 及び時期	自主点検班	点検資格者（消防整備士）		
	外観点検	外観点検	機能点検	総合点検
消防整備等				
消火器	毎月 1 5 日	月 日	月 日	月 日
屋内消火栓	毎月 1 5 日	月 日	月 日	
自動火災報知設備	毎日 1 5 日	月 日	月 日	月 日
非常警報設備器具	毎月 1 5 日	月 日	月 日	
避難器具	月 日	月 日	月 日	月 日
誘導灯・誘導標識	毎月 1 5 日	月 日	月 日	

2 平素における点検、検査は、外観的事項について各火元責任者が随時行う。

(点検、検査の記録及び報告)

第12条 防火管理者は、点検資格者（消防設備士）及び自主点検班からの結果をまとめ、「防火対象物維持台帳」に記録しておくものとする。

2 校長は、消防用設備等の点検結果について「消防用設備等点検結果報告書」に各種点検票を添付して3年に1回、山県消防署長に報告するものとする。

(不備欠陥事項の整備)

第13条 防火管理者は、建築物及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、その改修計画を立案し、その促進を図るものとする。

第2節 火災予防措置

(火気等の使用制限)

第14条 防火管理者は、火災警報発令下又はその他の事情により火災発生の危険や人命安全上必要があると認めた場合は、その旨校内全域に伝達し、火気の使用制限及び危険な場所への立ち入りを禁止す

るものとする。

(火災予防上の遵守事項)

第15条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気使用器具は、指定された場所以外では使用しないこと。

(2) 火気使用器具は、使用前必ず点検し安全を確かめて使用すること。また、使用後は必ず安全措施を講ずるものとする。

(3) 火気使用器具の周囲は常に整理整頓し、可燃物を置かないこと。特に冬期において暖房機を使用する場合は、「暖房機の使用時のきまり」を遵守させる。

(4) 火気使用器具を使用する場合は、消火用水又は消火器を用意すること。

2 次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ連絡し承認を得なければならない。

(1) 教室等の一部を変更して使用するとき。

(2) 教室等において火気使用設備器具の増設や移動を行うとき。

(3) カーテン、ブラインド及び暗幕の設置又は交換するとき。

(4) 鍵の保管方法や施錠位置を変更するとき。

3 校内において、工事を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 工事責任者は、工事に伴う作業計画を防火管理者に提出すること。

(2) 児童の安全を確保するため、工事を行う区域への立入禁止措置を講じておくこと。

(3) 消火器又は消火用水を配置しておくこと。

(4) 指定場所以外では、たき火や喫煙等を行わないこと。

(5) 危険物を使用するの工事は、その都度、防火管理者に報告すること。

(学校施設を利用する者及び出入りする者の遵守事項)

第16条 学校施設を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者は、防火管理者から火災予防及び避難管理上の指導を受け、防火責任者及び自衛消防組織を編成し、校長に届け出ること。

(2) 避難口、廊下及び階段や避難通路となる部分に避難上障害となる物品を置かないこと。

(3) 廊下及び階段は、避難時につまずき、すべり等を生じないように維持しておくこと。

(4) その他火災予防及び人命安全上必要な事項

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防活動組織

(自衛消防隊の設置)

第17条 自衛消防組織は、校長を自衛消防隊長（以下「隊長」という）、教頭を副隊長とし、別表4のとおり編成する。

(隊長等の権限及び任務)

第18条 隊長は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行うものとする。

(1) 避難開始時期の決定及び避難状況の把握

(2) 各種災害を判断し、自衛消防活動上必要な指揮、命令

(3) 消防隊との密接な連携

- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。

第2節 自衛消防活動

(自衛消防隊本部の設置及びその活動)

第19条 自衛消防隊本部は、校庭の安全かつ児童全体を把握できる鉄棒付近の位置に設置する。

なお、自衛消防隊本部の構成員は隊長、副隊長、指揮係とする。

- 2 自衛消防隊本部には、防火対象物維持台帳及び在校者名簿等関係資料を準備し、指揮命令及び消防隊に対する情報提供体制を確立する。

(通報、連絡)

第20条 火災を発見した者は、職員室に連絡するとともに、消防機関「119」に通報すること。

- 2 通報連絡係員は、放送設備を活用し、次の放送文例により緊急放送を行う。

(1) 授業中の場合

「ただいま、校舎○階△△室より火災が発生しました。全員運動場の南側に避難しなさい。」

(2) 休憩中の場合

「ただいま、校舎○階△△室より火災が発生しました。校舎内にいる人は、火元から離れた階段、廊下を歩いて運動場に避難しなさい。運動場にいまする人は、そのまま指定避難場所に集まりなさい。」

- 3 通報連絡係員は、消防機関へ通報されたかどうか確認するとともに火災の延焼状況や児童の避難状況を逐次、自衛消防隊本部に通報すること。

(消火活動)

第21条 初期消火係員は、火災発生の覚知と同時に発災場所に急行し、屋内消火栓及び消火器を使用し、延焼拡大防止を主とした消火活動を行うこと。

- 2 消防隊到着後は、消防隊に協力するとともに、警戒区域の設定及び自衛消防隊本部との連絡にあたる。

(避難誘導)

第22条 避難誘導は、次により行うこと。

(1) 授業中校内出火の場合

ア 学級担任は、ただちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くよう指示する。

イ 避難及び避難経路は、原則として次による。

(ア) 校舎内より火災が発生した場合は、出火場所にかかわらず、窓を閉めカーテンを開けて全校児童を校庭に避難させる。(可能な限り行う)

(イ) 火災発生階より上層階の学級は、非常階段又は火災発生場所の反対側から避難させる。

(ウ) 火災発生階より下層階の学級は、非常階段又は火災発生場所の反対側から避難する。

ウ ハンカチ等を口・鼻にあてるよう指示し、煙を吸わないようにする。

エ 出席簿を持ち廊下に整列させたのち校舎外へ避難誘導を行う。

オ 廊下、階段では、「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」「ちかよらない」を励行させる。

カ 校舎外では、はや足で行動し、集合位置に整列させ人員点呼を行うとともに自衛消防隊本部に報

告する。

(2) 休憩中校内出火の場合

- ア 学級担任は、自教室に直行し、混乱を防止するとともに、出席簿を持ち教室に残留している児童の避難誘導を行う。
- イ 教務主任等フリーの教職員は、校内の児童が残留する恐れのあるトイレ、体育館等に直行し、児童の避難誘導を行う。
- ウ 校庭での人員点呼は、授業中の活動に準じて行う。

(3) 授業中隣接建物より出火した場合

- ア 学級担任は、火災を発見した場合、窓を閉めカーテンを開けて、隊長の命令により、運動場の避難場所付近へ避難誘導する。(窓・カーテンは可能な限り行う)
- イ 運動場の避難場所で人員点呼を行い、自衛消防隊本部に報告する。

(防護安全措置)

第23条 防護安全係員は、建物、火気使用設備器具及び高圧ガス等について、次の安全措置を講ずるものとする。

- (1) 避難終了後の防火戸の閉鎖
- (2) 給食室及び理科室のガス栓の閉鎖及び高圧ガスボンベ、危険物等の安全な場所への移動
- (3) 暖房設備等の使用停止措置及び危険物施設の安全措置
- (4) その他防護安全上必要な措置

(残留児童の救出活動)

第24条 救出係員は、発災と同時に次の活動を行うものとする。

- (1) 児童の避難開始と同時に担当区域を巡回し、残留者の有無を確認する
- (2) 残留者がいた場合は、屋内階段等が使用可能なときは、階段を利用し、また、使用不可能な場合は、非常階段を利用して避難させる。

(応急救護活動)

第25条 応急救護係員は、次の活動を行うものとする。

- (1) 自衛消防隊本部と併設して救護所を設定する。
- (2) 負傷者の応急処置を行うとともに、学年、氏名、負傷程度等の必要事項を記録し、自衛消防隊本部に報告する。
- (3) 救急隊到着時は、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者を速やかに搬送できるように努める。

(休日、夜間における活動体制)

第26条 休日、夜間に火災等が発生した場合は、地域住民、消防団員等により、次の諸活動を行うものとする。

- (1) 付近の住民全員に、火災等が発見した場合は、消防機関(119)に通報するとともに、緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡するよう依頼しておく。
- (2) 消火器、消火栓等を使用し、初期消火活動を行う。
- (3) 火災の延焼状況により貴重品等の持出しを行いその管理にあたる。

(装 備)

第27条 自衛消防隊の装備並びにその管理と保管場所は、次によるものとする。

(1) 装備

装備器材	個数	装備器材	個数
消火器	16	警笛	10
ロープ（非常持ち出し袋内）	2	携帯用照明器具	3
携帯用拡声器	2	本部旗	1
ヘルメット	3	非常持ち出し袋	2

(2) 装備器材の保管場所は、職員室とする。

(3) 装備器材の維持管理は、本部で行い、常時使用できるよう点検整備しておくものとする。

第4章 震災対策

第1節 震災予防措置

（震災予防措置）

第28条 各自主点検班及び火元責任者は、地震による災害を予防するため、第2章各節の点検検査とあわせて、建物及び諸施設等の点検を毎月15日に行うものとする。

2 点検検査は、次の事項に留意し、実施するものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する工作物（スピーカー・吊り下げエアコン等）の倒壊、落下危険の有無
- (2) 戸棚、ロッカー、昇降口の靴箱等の転倒危険の有無
- (3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
- (4) 窓ガラスのひび割れ及びその他の危険箇所の有無
- (5) 理科室の実験用器具、薬品による災害を防止するための措置の適否

（たとえば、強酸類は砂箱に、その他の引火性発火性薬品は転倒しないセパレート型の箱に入れてあるか。）

（地震後の安全措置）

第29条 各火元責任者は、担当区域内の児童の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具（ストーブ等）の異常の有無を点検する。（被害をもたらさない地震の場合においても同様）

2 各点検検査班は、地震後校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等について点検検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。

3 防火管理者は、火気使用設備器具についての各報告に基づき安全を確認したうえで使用の開始を指示する。

（震災に備えての準備品）

第30条 震災に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

品名	対 応 策	保管場所
食料 飲料水	○市の教育委員会等と協議し、児童全員の飲料水、食料を確保できる体制を確立しておく。	給食室 高架水槽
医薬品 担架	○保健室内の医薬品のほか必要の医薬品を保健室に確保しておく。	保健室
毛布	○非常用として2枚確保しておく。	保健室
携帯ラジオ	○震災用として常に使用できるように日常使用するものとは区別して確保しておく。	職員室
本部旗、救護旗 携帯用照明器具 携帯用拡声器 ロープ、警笛 ヘルメット 消火器、 非常持ち出し袋	○自衛消防用の装備器材と共用する。	職員室内 自衛消防隊用 器材保管場所

(引渡しカードの作成)

第31条 防火管理者は、各担任に、震災時に児童を家族に引渡すための情報を整理させ、引き渡す方法等について明確にしておくものとする。

(避難場所の指定)

第32条 避難場所及び避難経路は、次のとおり指定しておくものとする。

- (1) 第一次避難場所 運動場南側
- (2) 第二次避難場所 遊楽舎前広場（旧伊自良北農協跡地）
- (3) 経路は、別紙避難経路図のとおりとするが、状況により誘導者の判断により決定する。

第2節 地震時の活動

(地震時の活動)

第33条 地震時の活動は、第3章各節によるほか、次によるものとする。

(1) 授業中地震が発生した場合の基本行動

配置区分	学校長の基本行動	教師の基本行動
第1次措置	○火気使用器具の始末をするとともに初動体制に必要な指示、命令を行う。	○地震発生と同時に児童は「落ちない・倒れない・移動しない」安全な場所に移動し身を守る。教師は出口を確保し本部からの指示を待つ。 ○火気使用器具の始末を行う。
第2次措置	○校舎及び周囲の状況を確認し、避難開始の命令を校内放送及び口頭で行う。 ○本部旗を携行し本部を設置する。	○教室内外の状況を確認し避難の準備を行う。 ○屋外への避難命令を受けた場合は、児童に防護措置をとらせ、避難経路に従い避難開始する。担当は緊急避難時の児童連絡先等を入れたボックスを携行する。
第3次措置	○避難終了の確認を行う。 ○避難場所からの動向（第2次避難場所へ）を判断する。	○出席簿、児童引渡しカードを携帯し、校庭へ避難完了したら人員点呼を行い異常の有無を本部へ報告する。

(2) 休憩中地震が発生した場合の基本行動

措置区分	学校長等の基本行動	教師の基本行動
第1次措置	○火気使用器具の始末を行うとともに本部員以外の者は、校庭及び教室・体育館等に急行し、児童の安全措置を講ずる。	○地震発生と同時に担任は教室に直行し、出口を確保する。児童は「落ちない・倒れない・移動しない」安全な場所に移動し身を守る。 ○担任以外の教師は校庭へ行き、校庭にいる児童をその場に座らせ指示を待つ。 ○火気使用器具の始末をする。
第2次措置	○本部員は全児童及び校舎の被害状況を把握するとともにその状況に応じた措置命令を行う。 ・本部員以外の者は、状況により児童に教室に戻るよう指示する。	○その後の行動について本部からの指示を待つ。 ☆教室へ戻す場合 ○担任以外の教師は、児童に教室へ戻るよう指示する。 ○担任は児童が全員教室に戻ったかどうか、また、負傷の有無を確認し、その措置を行う。 ☆外へ避難する場合 ○担任以外の教師は、指示された避難場所へ児童を避難誘導する。 ○担任は児童に防護措置をとらせ、避難経路に従い避難開始する。
第3次措置	○授業中に準じて行う。	○授業中に準じて行う。

(避難行動)

第34条 避難行動は、次により行うものとする。

- (1) 揺れがおさまったら、児童に防災ずきんをかぶらせ待機させる。
- (2) 校舎外への避難開始は周囲の状況によるが、原則として本部からの命令により行うものとする。
- (3) 校舎外への避難方法は、校舎の一部倒壊等による出入口の閉鎖及びその他の危険性がある場合は、避難経路を即時に判断して行う。それ以外は、第22条に定める経路に従い行うものとする。
- (4) 第2次避難場所への避難開始は、公共機関の避難命令及び校長の判断により避難を開始する。
- (5) 第2次避難場所への避難は、ロープを使用し、隊列を組み、学級担任や担任以外の教師は、隊列の左右に適宜に位置し、事故防止に努める。
- (6) 第2次避難場所への避難が完了した場合は、市教育委員会に連絡員を派遣する。
- (7) 避難時における装備の携行者は、次のとおりとする。

装備名	携行者	用途
担架	応急救護係	傷病者を搬送する。
本部旗・救護旗	本部員	本部の印とする。
児童連絡先等の鞆	搬出係	避難時の連絡用として使用する。
医薬品	応急救護係	応急手当用

防火管理委員会

(別表1)

委 員 名	職 名	氏 名
委 員 長	校長	日 比 野 有 規 枝
副 委員長	教頭	高 橋 茂 洋
委 員	主幹教諭	宮 川 ゆ か り
委 員	教務主任	小 森 一 孝
委 員	生徒指導主事	高 井 聰 子
委 員	保健主事	野 田 春 菜

予防管理組織編制表

(別表2)

防火管理者	防火担当責任者		火元責任者	
	担当区域	氏名	部屋名	担当者名
校 長	体育施設		プール	高井 聡子
			グラウンド・倉庫	高井 聡子
			体育館	高井 聡子
	1 階		調理室	野田 春菜
			ランチルーム	野田 春菜
			スタジオ・放送室	小森 一孝
			相談室	野田 春菜
			トイレ	野田 春菜
			職員室	山田 摩耶
			校長室	山田 摩耶
			灯油庫	高橋 茂洋
			更衣室	山田 摩耶
			職員トイレ	野田 春菜
			資材室	山田 摩耶
			印刷室	山田 摩耶
			会議室	山田 摩耶
			保健室	野田 春菜
	2 階		図書室	高井 聡子
			学習室 2	村橋 貴之
			1・2 年教室	高井 聡子
			学習室 1	高井 聡子
			トイレ	野田 春菜
			教材室	村橋 貴之
			3・4 年教室	村橋 貴之
			パソコン室・準備室	村橋 貴之
	3 階		ワークスペース	村橋 貴之
			図工室	村橋 貴之
			5・6 年教室	小森 一孝
			学習室 3	小森 一孝
			トイレ	野田 春菜
			理科室・準備室	小森 一孝
			家庭科室・準備室・教材室	宮川ゆかり
			音楽室・準備室	高井 聡子
	外		児童会室	小森 一孝
			プール下倉庫	宮川ゆかり
			灯油庫	高橋 茂洋
			ギフトショウハウス	村橋 貴之
			資源倉庫（旧飼育小屋）	宮川ゆかり
			トイレ	野田 春菜

種別	実施区分	有資格者	実施班
自主点検	消火器	消防設備士 (第1種消防設備点検資格)	日比野 有規枝
	屋内消火栓		
	消火用水		
	自動火災報知設備	消防設備士 (第2種消防設備点検資格) (有) 岐北防災設備	高橋 茂洋
	非常警報設備・器具		
	避難器具		
	誘導灯・誘導標識		

自主点検	建築物全般		教頭	高橋 茂洋
	火気使用 設備器具	火気使用器具全般	高橋 茂洋	高橋 茂洋
		ガス関係	高橋 茂洋	高橋 茂洋
	危険物施設		理科主任	小森 一孝
			養護教諭	野田 春菜
	電気設備	変電室・配電施設	教頭	高橋 茂洋
		その他の電気関係	教頭	高橋 茂洋

自衛消防組織編制表

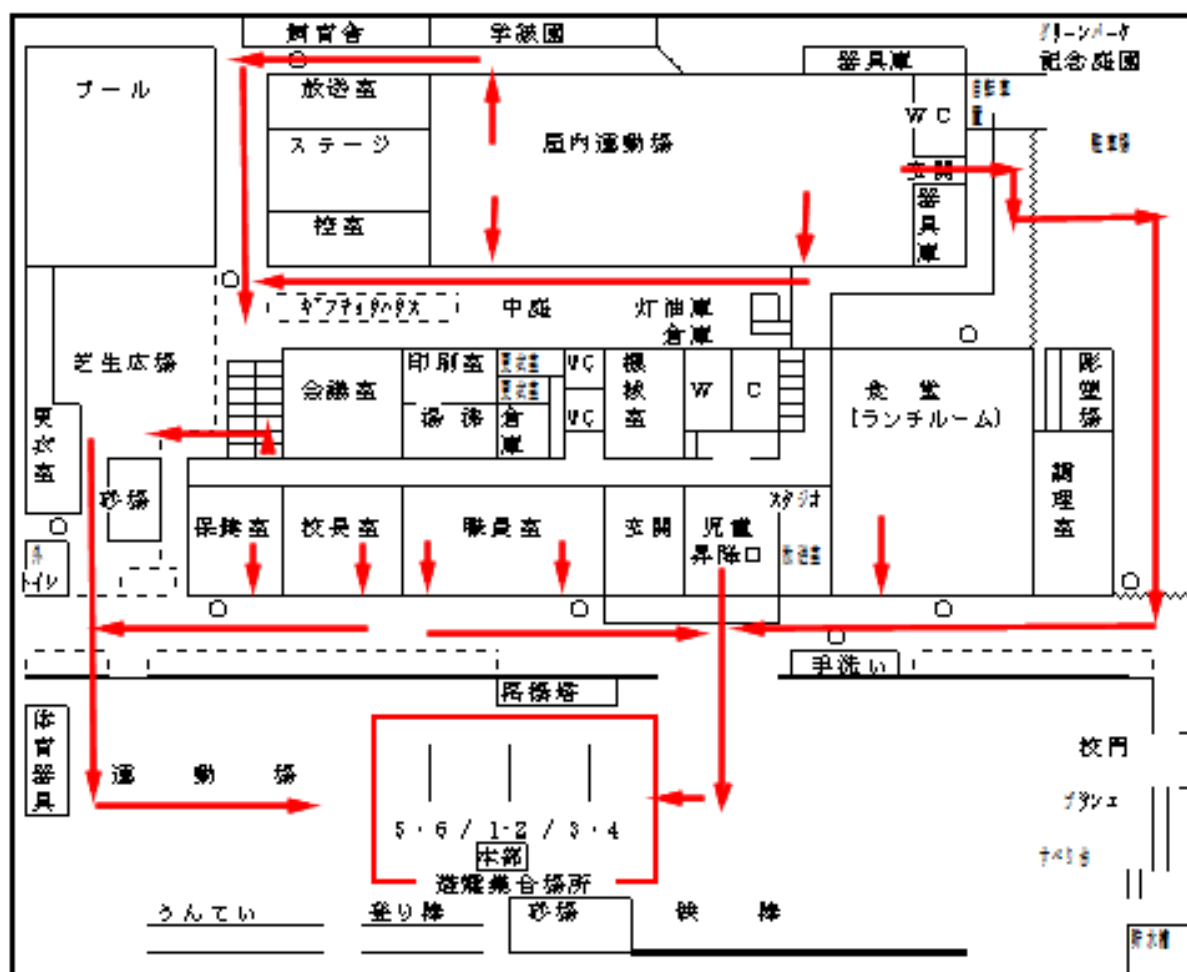
(別表4)

係別	氏名	火災時の任務概要	地震時の任務概要
指揮係	(隊長) 日比野有規枝 (副隊長) 高橋 茂洋	1 自衛消防隊の指揮 2 隊長の補佐	左に同じ
通知係	(教頭) 高橋 茂洋 (事務) 山田 摩耶	1 消防機関への通報及びその確認 2 校内への通知及び避難状況等の把握	1 出火防止の呼びかけ 2 情報収集体制の早期確立
避難係	(教主) 小森 一孝 各学級担任	1 児童の安全な避難誘導とその管理 2 消防隊到着時の事故防止	1 児童の安全措置及び避難誘導 2 火気使用器具の始末
救護係	(養教) 野田 春菜	1 負傷者の応急措置	1 負傷者の応急措置及び担架による搬送
搬出係	(事務) 山田 摩耶	1 非常持ち出し品の搬送及びその管理	左に同じ
消火係	(主幹) 宮川ゆかり	1 火災の初期消火	左に同じ
救助係	(教頭) 高橋 茂洋 その場で編成	1 避難終了後の検索 2 残留者の救出	左に同じ

避難経路

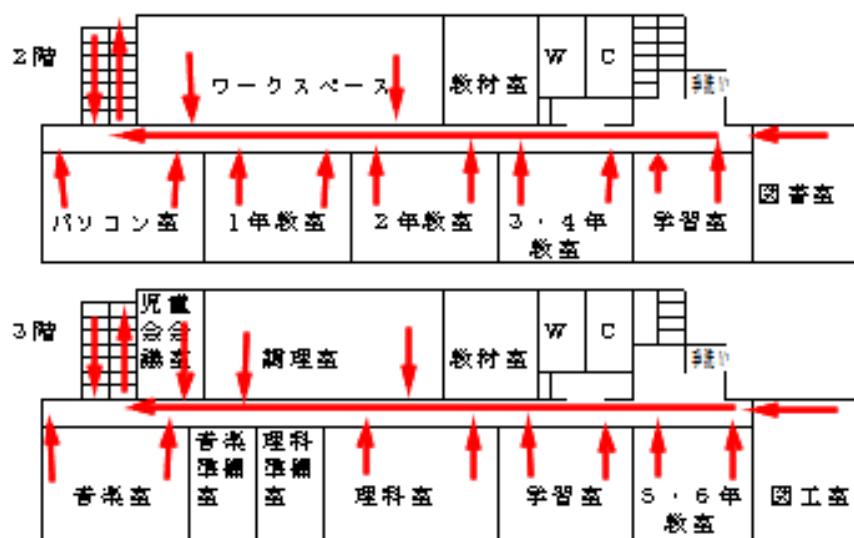
伊自良北小学校校舎・学校地図（R3年度）

1 校地・1階校舎平面図



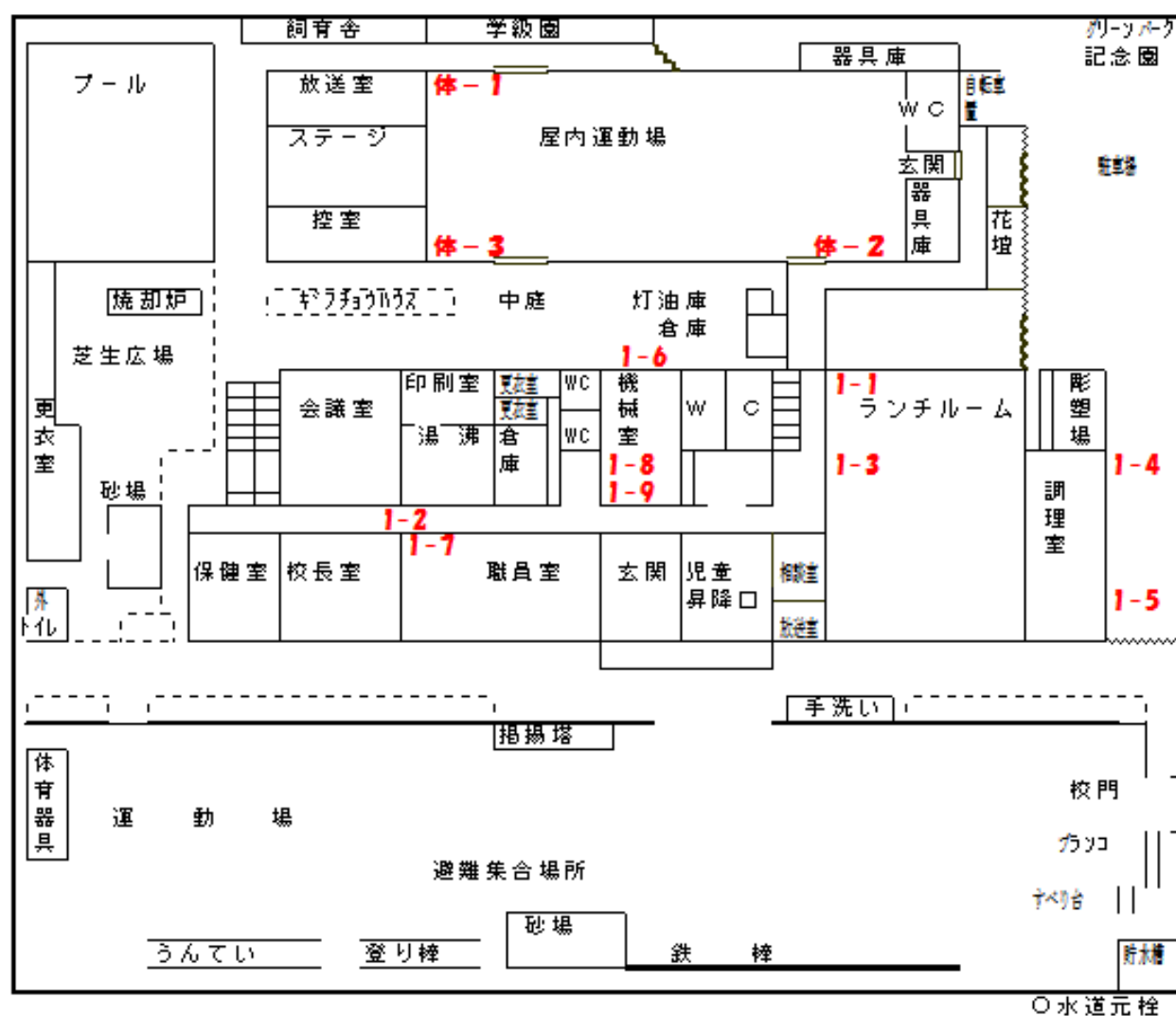
○水道元栓

2 2階・3階平面図



伊自良北小学校消火器配置図（令和3年度）

1. 校地・1階校舎平面図



2. 2階、3階平面図



